

# 自己点検評価書

令和3年6月

九州大学

## 目 次

|    |                            |    |
|----|----------------------------|----|
| I  | 大学の現況、目的及び特徴               | 1  |
| II | 基準ごとの自己評価                  |    |
|    | 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準       | 4  |
|    | 領域2 内部質保証に関する基準            | 10 |
|    | 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 | 23 |
|    | 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準    | 30 |
|    | 領域5 学生の受入に関する基準            | 35 |
|    | 領域6 教育課程と学習成果に関する基準        | 40 |
|    | 基準の判断 総括表                  | 40 |
|    | 共創学部                       | 42 |
|    | 文学部                        | 46 |
|    | 人文科学府                      | 50 |
|    | 地球社会統合科学府                  | 54 |
|    | 教育学部                       | 58 |
|    | 人間環境学府                     | 62 |
|    | 法学部                        | 66 |
|    | 法学府                        | 70 |

|                |       |     |
|----------------|-------|-----|
| 法務学府           | ..... | 74  |
| 経済学部           | ..... | 78  |
| 経済学府           | ..... | 82  |
| 理学部            | ..... | 86  |
| 理学府            | ..... | 90  |
| 数理学府           | ..... | 94  |
| システム生命科学府      | ..... | 98  |
| 医学部            | ..... | 102 |
| 医学系学府          | ..... | 106 |
| 歯学部            | ..... | 110 |
| 歯学府            | ..... | 114 |
| 薬学部            | ..... | 118 |
| 薬学府            | ..... | 122 |
| 工学部            | ..... | 126 |
| 工学府            | ..... | 140 |
| 芸術工学部          | ..... | 154 |
| 芸術工学府          | ..... | 168 |
| システム情報科学府      | ..... | 172 |
| 総合理工学府         | ..... | 186 |
| 農学部            | ..... | 200 |
| 生物資源環境科学府      | ..... | 204 |
| 統合新領域学府        | ..... | 208 |
| 基幹教育院          | ..... | 212 |
| 工学部（旧課程）       | ..... | 226 |
| 芸術工学部（旧課程）     | ..... | 240 |
| システム情報科学府（旧課程） | ..... | 254 |
| 総合理工学府（旧課程）    | ..... | 268 |

## I 大学の現況、目的及び特徴

### 1 現況

- (1) 大学名 九州大学
- (2) 所在地 伊都地区（本部） 福岡県福岡市西区  
 病院地区 福岡県福岡市東区  
 大橋地区 福岡県福岡市南区  
 筑紫地区 福岡県春日市  
 別府地区 大分県別府市

#### (3) 教育研究上の基本組織

|       |  |
|-------|--|
| 学士課程  | 共創学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、芸術工学部、農学部、基幹教育院   |
| 大学院課程 | 人文科学府、地球社会統合科学府、人間環境学府、法学府、法務学府、経済学府、理学府、数理学府、システム生命科学府、医学系学府、歯学府、薬学府、工学府、芸術工学府、システム情報科学府、総合理工学府、生物資源環境科学府、統合新領域学府 |

#### (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

|     |  |
|-----|--|
| 学生数 | 学部11,699人、大学院6,886人                            |
| 教員数 | 専任教員数：学士課程1,284人、大学院課程2,527人、専門職学位課程50人、助手数：0人 |

## 2 大学等の目的

大学の基本的な目標（第3期中期目標前文）

九州大学は、世界中の人々から支持される質の高い高等教育を一層推進するために制定した九州大学教育憲章、及び、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、人類と社会に真に貢献する研究活動を促進していくため制定した九州大学学術憲章に則し、創立100周年を期に基本理念として「自律的に改革を続け、教育の質を国際的に保証し、常に未来の課題に挑戦する活力に満ちた最高水準の研究・教育拠点となる」ことを掲げた。この基本理念のもと定めた、6つの骨子からなる「九州大学アクションプラン」の実現に向け、本学は第三期中期目標期間に躍進する。

### 【アクションプラン2015-2020（骨子）】

- I. 世界最高水準の研究とイノベーション創出
- II. グローバル人材の育成
- III. 先端医療による地域と国際社会への貢献
- IV. 学生・教職員が誇りに思う充実したキャンパスづくり
- V. 組織改革
- VI. 社会と共に発展する大学

本学は、強み・特色をもつ研究分野を軸として先端・融合研究や卓越した学術研究を行う研究教育機構等の整備に取り組むとともに、新研究領域創成・発展に向けた環境を整え研究の多様性を涵養する。加えて、全学を挙げた徹底した国際化のため、戦略的改革で未来へ進化するトップグローバル研究・教育拠点創成（SHARE-Q）に取り組み、活力に満ちた世界水準の研究・教育拠点の形成を目指す。さらに、科学技術イノベーションを牽引することによって、産学官民の強力な連携を進め地域創生に貢献する。

また、教育システムの国際化を推進するため新学部を設置し、入試改革により高い学習意欲を持つ優秀な学生を受け入れ、自ら学ぶ姿勢や態度、分野横断的な俯瞰力、課題発見・解決能力を育む学部・大学院（学府）教育を展開し、豊かな教養と人間性を備え、世界的視野を持って生涯にわたり高い水準で能動的に学び続ける指導の人材（アクティブ・ラーナー、骨太のリーダー）を育成する。

病院では、高度な医療の提供、医療連携の推進及び先端的医療技術の開発により、地域医療・国際社会へ貢献する。キャンパス整備では、伊都キャンパスへの移転を計画的に推進・完了するとともに、箱崎地区などの跡地処分を推進し、世界最高水準の教育・研究・診療を支える環境・基盤整備に取り組み、安全・安心・快適な環境を実現する。

アクションプランの実現に向けて、全学一体となった自律的改革を進め、大学の機能を強化していく。

### 3 特徴

#### （1）伊都キャンパス

○単一キャンパスとして国内最大規模を誇る伊都キャンパス（東西3km、南北2.5km、272ha）には、東西方向に人文社会科学系から理学、工学、農学の拠点が設置され、幅広い学問と人に交わりを促すように約2kmに及ぶユニバーサルブリッジによって接続されている。この広大さ、学際環境、最先端の研究教育施設・設備を生かして様々な企業等と次世代に向けた最先端の研究を展開するなど、すでに社会実装を見据えた実証実験キャンパスとして機能し、その成果の実用化も進んでいる（主な実証実験事業とその実用化例：水素社会実証研究、ICカードによる個人認証システムの実用化、自動運転バスの実証実験、AI運行バスの実証実験と実用化、AIを活用した農業生産実証実験など）。

#### （2）教育

○自ら問いを立て新たな知を創造する力を身につけるアクティブ・ラーニング型授業を導入した「基幹教育（2014年）」、文理融合の課題解決型カリキュラムを実施する「共創学部（2018年）」、アントレプレナーシップ教育をはじめとする本学の先進的な教育システムとその教育効果は高く評価されており、「THE世界大学ランキング日本版」5位を獲得（2020年）している。

○工学系の学部・大学院による「6年一貫型学士・修士プログラム」を新設し、その中で九州・沖縄地区9高専と連携して、双方の教育資源の有効活用により教育の高度化を図る「高専連携教育プログラム」を展開している。また、「マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム」を実施し、分野横断的に活躍する課題解決型人材を育成している。

○「ラーニングアナリティクス（LA）センター（2016年）」による教育ビッグデータの蓄積・分析・利活用や、「数理・データサイエンス教育研究センター（2017年）」による全学的な数理・データサイエンス教育など、デジタル社会を担うDX推進人材の育成に向けた教育改革にいち早く取り組んでいる。

### (3) 研究

- 脱炭素の実現に関連する「分子・物質・材料、エネルギー」の研究分野では、「カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（WPI Academy）」等の研究拠点の重点整備により、有機光エレクトロニクス（有機EL）や、水素エネルギー、次世代燃料電池など産学官連携による実証研究等を展開している。「有機発光ダイオード」、「電極触媒等」、「蓄熱、冷凍等」、「水素脆性」、「固体酸化物形燃料電池」等の実績がある。
- 「生命・生物科学と未来医療」の研究分野では、遺伝子治療、細胞免疫療法、再生医療、移植医療等の最先端生命医療研究や、地域住民対象のコホート研究（久山町研究）等を展開している。「デクチン1、レクチン、Cタイプ等」、「DNAグリコシラーゼ等」、「ペルオキシソーム等」等の実績がある。
- 「持続可能な環境の構築」の研究分野では、気候モデルを用いた環境影響評価とPM2.5予測システムの運用（Highly Cited Researcher7年連続選出）や、海洋プラスチック汚染に科学的根拠を与える研究、害虫の生物的防除研究技術、ゲノム育種技術を活用した持続的生産システムの開発に取り組み、世界の環境問題、食料問題などの社会的課題解決に貢献している。
- 国内総合大学唯一の「芸術工学分野」では、技術を人間生活に適切に利用し、新しい社会の仕組みを提案する研究を展開している。また、世界でも有数、日本初の産業数学研究所であるマス・フォア・インダストリ研究所を中心とした「産業数学分野」では、Graph500ベンチマークにおいて2014年から2020年の間に通算12期世界一を達成し、産学連携による社会実装を目指した研究開発を進めている。

### (4) 社会連携・国際協働

- 各キャンパスが、総合科学（伊都）、先端的デザイン（大橋）、生命医療科学（病院）、先端科学融合（筑紫）の拠点となり、実証実験をはじめ多様な人々が未来社会に向けた創造活動を展開するイノベーション・コモンズとして機能している。それらを通じて、自治体、地元経済界、地域や国内企業とも良好なパートナーシップ関係を構築し、地域を代表する研究教育機関として牽引役を果たしている。特に、国連で評価を受けた「新国富指標」は、自治体等で社会の持続可能性の評価によるまちづくりに活用されている。また、福岡市と連携してアントレプレナーシップ教育や研究成果の実用化に向けた取組が進んでいる。
- アジアを中心とする開発途上国に対する国際協力として、次世代若手人材を対象とする大学院教育の提供（JICA開発大学院連携プログラム等）、技術協力プロジェクト等への専門家としての教員派遣、地球規模課題解決の社会実装を標榜する国際共同研究（SATREPS）、国連ハビタットが提唱し日本で初認定されたUrban Thinkers Campus による都市問題解決などで国際貢献している。

## II 基準ごとの自己評価

## 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

## 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
|--|---|----|----|
| [分析項目1-1-1]<br>学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること | ・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要  |    |    |
|  | ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）                   |    |    |
|  | <a href="#">1-1-1-01 共創学部（基本計画書）</a>  |    |    |
|  | <a href="#">1-1-1-02 工学部（基本計画書）</a>   |    |    |
|  | <a href="#">1-1-1-03 工学府（基本計画書）</a>   |    |    |
|  | <a href="#">1-1-1-04 芸術工学部（基本計画書）</a>   |    |    |
|  | <a href="#">1-1-1-05 システム情報科学府（基本計画書）</a>   |    |    |
|  | <a href="#">1-1-1-06 総合理工学府（基本計画書）</a>  |    |    |
|  | ・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 |    |    |
|  | <a href="#">1-1-1-07 共同教育課程協定書（非公表）</a>   |    |    |
| <a href="#">1-1-1-08 共同資源工学専攻協議会規程</a>   |   |    |    |
| <a href="#">1-1-1-09 共同資源工学専攻協議会議事録（非公表）</a>   |   |    |    |
| <a href="#">1-1-1-10 共同資源工学専攻協議会申合せ事項</a>  |   |    |    |

## 【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

## [分析項目1-1-1] 【共創学部 H30.4 新設】

現代は、人類が生み出した高度なテクノロジーや新しい社会システムによって、これまで隔られていた領域が緊密に結び付けられたり、人間にしかできないと考えられていた仕事がマシンによって置き換えられたり、新たな変化が起きている。このような時代では、従来の専門領域に固執することなく、独自の問題意識に従ってそれをとびこえ、複数の領域が絡みあう新しいフィールドで、新たな知見や価値を発見していくことが求められる。

このような状況を踏まえ、現代社会が直面している問題に対して、自ら課題を設定してその解決に至るアプローチを「構想」し、異なる専門や知識をもつ多様な人々と「協働」し、これら構想と協働の学びや海外留学を通じて得られる「経験」をもとに、グローバル社会において新たな知や価値を生み出す「共創」の専門性を身につけた人材を育成することを目的に共創学部を設置する。

## [分析項目1-1-1] 【工学部、工学府、システム情報科学府、総合理工学府 R3.4 改組】

地球規模の環境・エネルギー問題など近年の人類社会が直面する諸課題の深刻さ、それを打開する工学系人材への社会からの期待に応えるため、これまで工学部・工学系学府が不断に追求してきた、専門性・学際性・国際性・先導性をより先鋭的かつ体系的に追求することが急務となっている。また、現代の課題解決のための技術には様々な専門分野の考え方や技術を要することから専門分野の枠の拡大が求められる一方で、より高度な専門的知識の獲得も必要となっている。

このことを踏まえ、学部から大学院修士課程までの連続性に配慮した学士・修士6年一貫型教育を実現し「工学のプロフェッショナルとして人類社会の課題解決に貢献できる」人材を育成することを目的に工学部・工学系学府の改組を行う。

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>【分析項目1-1-1】【芸術工学部 R2.4 改組】<br/>九州大学芸術工学部の前身である九州芸術工科大学の設立後、グローバル化、少子高齢化など大学を取り巻く社会構造が大きく変化し、地球環境問題の顕在化などから、経済活動の持続可能性が深刻に問われ、人間の生き方や生活のあり方について、人類がこれまでに経験したことがないような社会的課題が生じている。このような社会的な変化に伴いデザインの領域は拡大し、デザイナーの役割も大きく変化している。デザインの対象は「モノ」から「コト」へ、さらに「ビジョン」へと拡大し、従来は形や色など意匠的、表層的な成果を目的としてデザインが行われていたが、ユーザーエクスペリエンス（UX）を含む製品とサービス全体、あるいは、価値創造プロセス全体が領域となり、デザイン領域はビジネスモデル、社会システムなどの仕組みへと広がった。このようなデザインの拡大、変化に対応し、社会が要請する高度デザイン人材の育成に向けて改組を行う。</p> |  |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>   |  |  |  |
| 該当なし   |  |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>  |  |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>   |  |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>  |  |  |  |



| 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目1-2-1]<br>大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること  | ・ 認証評価共通基礎データ様式<br><a href="#">認証評価共通基礎データ様式【大学様式1】</a>       |    |    |
| [分析項目1-2-2]<br>教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと  | ・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）<br><a href="#">1-2-2 教員の年齢別・性別内訳</a> |    |    |
| <b>【特記事項】</b>   |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |   |    |    |
| 該当なし  |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 |   |    |    |
| 該当なし  |   |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |   |    |    |
| ■ 当該基準を満たす  |   |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |   |    |    |
| 該当なし  |   |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |   |    |    |
| 該当なし  |   |    |    |

| 基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること          |  |           |    |
|---|--|-----------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                   | 備考        | 再掲 |
| [分析項目1-3-1]<br>教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること | ・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）                         |           |    |
|   | <a href="#">1-3-1 教員組織と教育組織の対応表</a>                |           |    |
|   | ・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）                         |           |    |
|   | <a href="#">1-3-1-01 九州大学学則</a>                    | 第3条～第7条の2 |    |
|   | <a href="#">1-3-1-02 九州大学学部及び学府の教員組織の編制等に関する規則</a> |           |    |
|   | ・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）                         |           |    |
|   | <a href="#">1-3-1-01 九州大学学則</a>                    | 第3条, 第6条  | 再掲 |
|   | ・ 責任者の氏名が分かる資料                                     |           |    |
|   | <a href="#">1-3-1-03 役員等紹介</a>                     |           |    |
|   | <a href="#">1-3-1-04 役職者一覧 (R3.5.1)</a>            |           |    |
| [分析項目1-3-2]<br>教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること | ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）                |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a>       |           |    |
|   | ・ 教授会等の組織構成図、運営規定等                                 |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-01 九州大学教授会通則</a>                 | 第3条       |    |
|   | <a href="#">1-3-2-02 九州大学共創学部教授会内規（非公表）</a>        |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-03 九州大学共創学部教授会内規（別表）（非公表）</a>    |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-04 九州大学文学部教授会運営内規（非公表）</a>       |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-05 九州大学大学院人文科学府教授会運営内規（非公表）</a>  |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-06 地球社会統合科学府運営内規（非公表）</a>        |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-07 九州大学教育学部教授会運営内規（非公表）</a>      |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-08 九州大学大学院人間環境学府教授会内規（非公表）</a>   |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-09 九州大学法学部教授会運営内規（非公表）</a>       |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-10 九州大学大学院法学府教授会運営内規（非公表）</a>    |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-11 九州大学法科大学院教授会運営内規（非公表）</a>     |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-12 経済学部教授会運営内規（非公表）</a>          |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-13 大学院経済学府教授会運営内規（非公表）</a>       |           |    |
|   | <a href="#">1-3-2-14 九州大学理学部教授会内規（非公表）</a>         |           |    |
| <a href="#">1-3-2-15 九州大学理学部学科長会議内規（非公表）</a>          |  |           |    |
| <a href="#">1-3-2-16 九州大学大学院理学府教授会内規（非公表）</a>         |  |           |    |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <a href="#">1-3-2-17 九州大学大学院理学府専攻長会議内規（非公表）</a>                           |  |  |
| <a href="#">1-3-2-18 九州大学大学院数理学府教授会内規（非公表）</a>                            |  |  |
| <a href="#">1-3-2-19 九州大学大学院システム生命科学府教授会内規（非公表）</a>                       |  |  |
| <a href="#">1-3-2-20 大学院医学研究院、大学院医学系学府及び医学部教授会運営内規（非公表）</a>               |  |  |
| <a href="#">1-3-2-21 医学部学科会議内規（非公表）</a>                                   |  |  |
| <a href="#">1-3-2-22 大学院医学研究院保健学部門、大学院医学系学府保健学専攻、及び医学部保健学科会議運営内規（非公表）</a> |  |  |
| <a href="#">1-3-2-23 「会議等」に関する申合せ（非公表）</a>                                |  |  |
| <a href="#">1-3-2-24 九州大学医学部保健学科学科会議規則（非公表）</a>                           |  |  |
| <a href="#">1-3-2-25 大学院医学系学府専攻会議内規（非公表）</a>                              |  |  |
| <a href="#">1-3-2-26 大学院医学系学府専攻会議内規に関する申し合わせ（非公表）</a>                     |  |  |
| <a href="#">1-3-2-27 九州大学歯学部教授会内規（非公表）</a>                                |  |  |
| <a href="#">1-3-2-28 九州大学大学院歯学府教授会内規（非公表）</a>                             |  |  |
| <a href="#">1-3-2-29 九州大学薬学部教授会運営内規（非公表）</a>                              |  |  |
| <a href="#">1-3-2-30 九州大学大学院薬学府教授会運営内規（非公表）</a>                           |  |  |
| <a href="#">1-3-2-31 九州大学大学院薬学府教授会運営内規の運用に関する申合せ（非公表）</a>                 |  |  |
| <a href="#">1-3-2-32 九州大学工学部組織・運営規程（非公表）</a>                              |  |  |
| <a href="#">1-3-2-33 九州大学工学部教授会運営内規（非公表）</a>                              |  |  |
| <a href="#">1-3-2-34 九州大学工学部学科長会議運営内規（非公表）</a>                            |  |  |
| <a href="#">1-3-2-35 九州大学大学院工学府組織・運営規程（非公表）</a>                           |  |  |
| <a href="#">1-3-2-36 九州大学大学院工学府教授会運営内規（非公表）</a>                           |  |  |
| <a href="#">1-3-2-37 九州大学大学院工学府代議員会運営内規（非公表）</a>                          |  |  |
| <a href="#">1-3-2-38 九州大学芸術工学部教授会内規（非公表）</a>                              |  |  |
| <a href="#">1-3-2-39 九州大学大学院芸術工学府教授会内規（非公表）</a>                           |  |  |
| <a href="#">1-3-2-40 九州大学大学院システム情報科学府教授会内規（非公表）</a>                       |  |  |
| <a href="#">1-3-2-41 総合理工学府運営内規（非公表）</a>                                  |  |  |
| <a href="#">1-3-2-42 九州大学農学部教授会内規（非公表）</a>                                |  |  |
| <a href="#">1-3-2-43 九州大学大学院生物資源環境科学府教授会内規（非公表）</a>                       |  |  |
| <a href="#">1-3-2-44 九州大学大学院統合新領域学府教授会内規（非公表）</a>                         |  |  |
| <a href="#">1-3-2-45 九州大学基幹教育院規則（非公表）</a>                                 |  |  |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <p>[分析項目1-3-3]<br/>全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>   | <p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）</p>           |  |  |
|   | <p><a href="#">1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</a></p> |  |  |
|   | <p>・組織構成図、運営規定等</p>                                 |  |  |
|   | <p><a href="#">1-3-3-01 九州大学教育研究評議会規則</a></p>       |  |  |
| <p>【特記事項】</p>   |   |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>   |   |  |  |
| <p>[分析項目1-3-2]<br/>教授会に関して、規程上定めていない学部・学府もあるが、各学部・研究科の教育活動に係る重要事項を審議するため、原則月1回開催している。<br/>なお、理学部、理学府、工学部、工学府においては、代議員会としてそれぞれ理学部学科長会議、理学府専攻長会議、工学部学科長会議、工学府代議員会議を置いており、教授会から委託された事項を審議している。</p> |   |  |  |
| <p>[分析項目1-3-3]<br/>教育研究評議会に関して、規程上に定めがないが、教育研究に関する重要事項を審議するため、原則月1回開催している。</p>  |   |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>  |   |  |  |
| <p>該当なし</p>   |   |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br/>■ 当該基準を満たす</p>  |   |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】<br/>該当なし</p>   |   |  |  |
| <p>【改善を要する事項】<br/>該当なし</p>  |   |  |  |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

| 基準2-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に既定されていること  |   |         |    |
|---|---|---------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考      | 再掲 |
| [分析項目2-1-1]<br>大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること | ・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）<br><a href="#">2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧</a>   |         |    |
|   | ・ 明文化された規定類<br><a href="#">2-1-1-01 九州大学大学評価委員会規程</a>   |         |    |
|   | <a href="#">2-1-1-02 教育の内部質保証に関するガイドライン</a>   |         |    |
|   | <a href="#">2-1-1-03 学生支援、学生の受入及び施設設備の内部質保証に関するガイドライン</a>   |         |    |
|   |   |         |    |
| [分析項目2-1-2]<br>それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること                                      | ・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）<br><a href="#">2-1-2 教育研究上の基本組織一覧</a>   |         |    |
|   | ・ 明文化された規定類<br><a href="#">1-3-1-01 九州大学学則</a>  | 第25条    | 再掲 |
|   | <a href="#">2-1-1-02 教育の内部質保証に関するガイドライン</a>   |         | 再掲 |
|   | ・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）<br><a href="#">2-1-2-01 北海道大学大学院工学院・九州大学大学院工学府共同資源工学専攻に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書（非公表）</a> |         |    |
|   | <a href="#">2-1-2-02 報告書資料一式（非公表）</a>   |         |    |
| [分析項目2-1-3]<br>施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任を持つ体制を整備していること   | ・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）<br><a href="#">2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</a>   |         |    |
|   | ・ 明文化された規定類<br><a href="#">2-1-3-01 九州大学キャンパス計画及び施設管理委員会規程</a>  | 第2条、第3条 |    |
|   | <a href="#">2-1-3-02 九州大学学生支援委員会規程</a>  | 第2条、第3条 |    |
|   | <a href="#">2-1-3-03 九州大学障害者支援推進委員会規程</a>   | 第2条、第3条 |    |
|   | <a href="#">2-1-3-04 九州大学国際交流委員会規程</a>  | 第2条、第3条 |    |
|   | <a href="#">2-1-3-05 九州大学入学試験実施委員会等規程</a>   | 第2条、第3条 |    |
| <b>【特記事項】</b>   |   |         |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。                  |   |         |    |
| 該当なし  |   |         |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。              |   |         |    |
| 該当なし  |   |         |    |

|   |
|---|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>                              |
| <p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>                                   |

| 基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること  |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目2-2-1]<br>それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること<br>(1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること<br>(2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること<br>(3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること | ・ 明文化された規定類  |    |    |
|   | <a href="#">2-1-1-02 教育の内部質保証に関するガイドライン</a>                |    | 再掲 |
|   |  |    |    |
|   |  |    |    |
| [分析項目2-2-2]<br>教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること   | ・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）                       |    |    |
|   | <a href="#">2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧</a>              |    |    |
|   | ・ 明文化された規定類  |    |    |
|   | <a href="#">2-1-1-02 教育の内部質保証に関するガイドライン</a>                |    | 再掲 |
| [分析項目2-2-3]<br>施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること   | ・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）                   |    |    |
|   | <a href="#">2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</a>          |    |    |
|   | ・ 明文化された規定類  |    |    |
|   | <a href="#">2-1-1-03 学生支援、学生の受入及び施設設備の内部質保証に関するガイドライン</a>  |    | 再掲 |
| [分析項目2-2-4]<br>機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること  | ・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）                               |    |    |
|   | <a href="#">2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧</a>                      |    |    |
|   | ・ 明文化された規定類  |    |    |
|   | <a href="#">2-1-1-02 教育の内部質保証に関するガイドライン</a>                |    | 再掲 |
|   | <a href="#">2-1-1-03 学生支援、学生の受入及び施設設備の内部質保証に関するガイドライン</a>  |    | 再掲 |
|   | <a href="#">2-2-4-01 基幹教育科目授業アンケートの実施及びデータの利用・公開に関する指針</a> |    |    |
|   | <a href="#">2-2-4-02 基幹教育科目授業アンケート実施要項</a>                 |    |    |
|   | <a href="#">2-2-4-03 2019年度学生生活実態調査の実施について</a>             |    |    |
|   | <a href="#">2-2-4-04 障害学生モニター制度の実施について</a>                 |    |    |
| <a href="#">2-2-4-05 障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて</a>   |  |    |    |
| [分析項目2-2-5]<br>機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること                   | ・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）                               |    |    |
|   | <a href="#">2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</a>                      |    |    |
|   | ・ 明文化された規定類  |    |    |
|   | <a href="#">2-1-1-02 教育の内部質保証に関するガイドライン</a>                |    | 再掲 |
|   | <a href="#">2-1-1-03 学生支援、学生の受入及び施設設備の内部質保証に関するガイドライン</a>  |    | 再掲 |

|  |   |  |    |
|--|---|--|----|
| [分析項目2-2-6]<br>機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること  | ・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）                                     |  |    |
|  | <a href="#">2-2-6 実施の責任主体一覧</a>                           |  |    |
|  | ・明文化された規定類  |  |    |
|  | <a href="#">2-1-1-02 教育の内部質保証に関するガイドライン</a>               |  | 再掲 |
| [分析項目2-2-7]<br>機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること                                       | <a href="#">2-1-1-03 学生支援、学生の受入及び施設設備の内部質保証に関するガイドライン</a> |  | 再掲 |
|  | ・明文化された規定類  |  |    |
|  | <a href="#">2-1-1-02 教育の内部質保証に関するガイドライン</a>               |  | 再掲 |
|  | <a href="#">2-1-1-03 学生支援、学生の受入及び施設設備の内部質保証に関するガイドライン</a> |  | 再掲 |
| <b>【特記事項】</b>  |   |  |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。   |   |  |    |
| [分析項目2-2-4]<br>卒業生・修了生等への意見聴取について、これまで部局で独自に行われてきたところもあったが、これを全学的に実施するため、検討を開始して令和3年度中に第1回調査を行い、卒業生・修了生を含むステークホルダー調査制度を構築する予定。 |   |  |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。                              |   |  |    |
| 該当なし   |   |  |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす  |   |  |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>該当なし   |   |  |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし  |   |  |    |



| 基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目2-3-1]<br>自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること   | ・ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）<br><a href="#">2-3-1 計画等の進捗状況一覧</a>   |    |    |
| [分析項目2-3-2]<br>機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）   | ・ 該当する報告書等<br><a href="#">2-3-2-01 管理指標進捗確認システムの運用について（非公表）</a>   |    |    |
| [分析項目2-3-3]<br>機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）  | ・ 該当する報告書等<br><a href="#">2-3-3-01 2019学生生活実態調査調査票（充実、改善実績内容）</a><br><a href="#">2-3-3-02 2019年度学生生活実態調査報告書</a>   |    |    |
| [分析項目2-3-4]<br>質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）  | ・ 該当する第三者による検証等の報告書<br><a href="#">2-3-4-01 平成30年度実施法科大学院認証評価報告書（九州大学大学院法務学府実務法学専攻）</a><br><a href="#">2-3-4-02 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻に対する認証評価結果</a><br><a href="#">2-3-4-03 九州大学大学院医学系学府医療経営・管理学専攻に対する認証評価結果</a><br><a href="#">2-3-4-04 臨床心理分野専門職大学院 令和元年度認証評価報告書（九州大学人間環境学府実践臨床心理学専攻）</a> |    |    |
| <b>【特記事項】</b>   |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし  |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |   |    |    |
| [活動取組2-3-A]<br>大学経営に係る情報の調査・収集・分析及び提供により大学の意思決定を支援することを目的として、平成28年4月に設置したIR室は、特徴的な取り組みとして、「管理指標進捗報告」、「テーマ別分析報告」を行っている。管理指標進捗報告では、独自開発した確認システムにより、第3期中期目標・中期計画、概算要求、スーパーグローバル大学創成支援事業等、主要な大学経営施策について、「施策別」「理事別」「IR分野別」の切り口で、BIツールを活用し視覚的に計画の進捗状況を確認できる。また、テーマ別分析報告では、主要施策の進捗状況や教育研究等の強化のための課題を踏まえたテーマを設定のうえ分析し、施策提言として執行部に報告している。<br>これらの結果、執行部が質の高い意思決定を行うことができ、計画・取組の改善や施策の進捗を加速させるなど本学の内部質保証に大きく寄与している。 | <a href="#">2-3-2-01 管理指標進捗確認システムの運用について（非公表）</a>   |    | 再掲 |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす   |   |    |    |

**【優れた成果が確認できる取組】**

大学経営に係る情報の調査・収集・分析及び提供により大学の意思決定を支援することを目的として、平成28年4月に設置したIR室は、特徴的な取り組みとして、「管理指標進捗報告」、「テーマ別分析報告」を行っている。管理指標進捗報告では、独自開発した確認システムにより、第3期中期目標・中期計画、概算要求、スーパーグローバル大学創成支援事業等、主要な大学経営施策について、「施策別」「理事別」「IR分野別」の切り口で、BIツールを活用し視覚的に計画の進捗状況を確認できる。また、テーマ別分析報告では、主要施策の進捗状況や教育研究等の強化のための課題を踏まえたテーマを設定のうえ分析し、施策提言として執行部に報告している。

これらの結果、執行部が質の高い意思決定を行うことができ、計画・取組の改善や施策の進捗を加速させるなど本学の内部質保証に大きく寄与している。

**【改善を要する事項】**

該当なし

| 基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること                       |   |        |    |
|---|---|--------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考     | 再掲 |
| [分析項目2-4-1]<br>学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること | ・ 明文化された規定類   |        |    |
|   | <a href="#">1-3-3-01 九州大学教育研究評議会規則</a>                        | 第3条    | 再掲 |
|   | <a href="#">2-4-1-01 九州大学教育企画委員会規程</a>                        | 第2条第3項 |    |
|   | ・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料                       |        |    |
|   | <a href="#">2-4-1-02 工学部・工学系学府改組に関する資料・議事要旨（教育企画委員会）（非公表）</a> |        |    |
|   | <a href="#">2-4-1-03 工学部・工学系学府改組に関する資料・議事要旨（教育研究評議会）（非公表）</a> |        |    |
|   | <a href="#">2-4-1-04 芸術工学部改組に関する資料・議事録（教育研究評議会）（非公表）</a>      |        |    |
| <a href="#">2-4-1-05 共創学部の設置に関する資料・議事録（教育研究評議会）（非公表）</a>                                    |   |        |    |
| <b>【特記事項】</b>   |   |        |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。        |   |        |    |
| 該当なし  |   |        |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。    |   |        |    |
| 該当なし  |   |        |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |   |        |    |
| ■ 当該基準を満たす  |   |        |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |   |        |    |
| 該当なし  |   |        |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |   |        |    |
| 該当なし  |   |        |    |

| 基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること                                    |   |         |    |  |
|---|---|---------|----|--|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考      | 再掲 |  |
| [分析項目2-5-1]<br>教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること | ・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）                                      |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）</a>                            |         |    |  |
|   | ・明文化された規定類  |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-01 国立大学法人九州大学就業通則（非公表）</a>                        | 第5条     |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-02 国立大学法人九州大学教員人事規則（非公表）</a>                      | 第4条     |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-03 九州大学教員の人員配置及び選考に関する規程（非公表）</a>                 | 第3条～第6条 |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-04 九州大学職員の総合的な人事方針（非公表）</a>                       |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-05 共創学部が実施する教員選考の手続等について（平成30年1月23日総長裁定）（非公表）</a> |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-06 共創学部の教員組織の編制について（総長裁定）（非公表）</a>                |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-07 九州大学大学院人文科学研究院教員候補者選考内規（非公表）</a>               |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-08 教員の公募について（様式履歴書、様式業績一覧）（非公表）</a>               |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-09 比較社会文化研究院 教授候補者選考内規（非公表）</a>                   |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-10 比較社会文化研究院 准教授候補者選考内規（非公表）</a>                  |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-11 比較社会文化研究院 講師候補者選考内規（非公表）</a>                   |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-12 比較社会文化研究院 助教候補者選考内規（非公表）</a>                   |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-13 比較社会文化研究院 講師の准教授昇任審査等に関する内規（非公表）</a>           |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-14 講師の再任審査の基準（非公表）</a>                            |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-15 比較社会文化研究院講師の再任審査等に関する内規（非公表）</a>               |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-16 比較社会文化研究院 助教の再任審査等に関する内規（非公表）</a>              |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-17 地球変動講座の助教再任審査の基準（非公表）</a>                      |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-18 生物多様性講座の助教再任審査の基準（非公表）</a>                     |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-19 九州大学大学院人間環境学研究院教員選考内規（非公表）</a>                 |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-20 九州大学大学院人間環境学研究院教員選考基準（非公表）</a>                 |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-21 九州大学大学院法学研究院教員選考手続規程（非公表）</a>                  |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-22 九州大学法科大学院の授業担当資格要件に関する申し合わせ（非公表）</a>           |         |    |  |
|   | <a href="#">2-5-1-23 九州大学法科大学院専任教員選考手続規程（非公表）</a>                   |         |    |  |
| <a href="#">2-5-1-24 経済学研究院教員人事に関する申し合わせ（非公表）</a>   |   |         |    |  |
| <a href="#">2-5-1-25 教授定員の柔軟な運用と、教授昇任、及び講師から准教授昇任の必要条件について（非公表）</a>                           |   |         |    |  |
| <a href="#">2-5-1-26 任期付き助教の任用及び採用基準（非公表）</a>   |   |         |    |  |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <a href="#">2-5-1-27 コンピュータ室助教の採用についての申し合わせ（非公表）</a>                             |  |  |
| <a href="#">2-5-1-28 経済学研究院教員の再任に関する内規（非公表）</a>                                  |  |  |
| <a href="#">2-5-1-29 大学改革活性化制度に基づいて措置されるポイントによる経済学研究院テニュアトラック型助教の採用等の基準（非公表）</a> |  |  |
| <a href="#">2-5-1-30 九州大学大学院経済学研究院教員特別昇任制度について（非公表）</a>                          |  |  |
| <a href="#">2-5-1-31 大学院理学研究院講座担当教授候補者選定内規（非公表）</a>                              |  |  |
| <a href="#">2-5-1-32 大学院理学研究院講座担当教授候補者選定内規に関する申合せ（非公表）</a>                       |  |  |
| <a href="#">2-5-1-33 「教授又は准教授」を選考するに当たっての申合せ 理学研究院（非公表）</a>                      |  |  |
| <a href="#">2-5-1-34 大学院理学研究院准教授候補者選定内規（非公表）</a>                                 |  |  |
| <a href="#">2-5-1-35 大学院理学研究院講師候補者選定内規（非公表）</a>                                  |  |  |
| <a href="#">2-5-1-36 大学院理学研究院助教候補者選定内規（非公表）</a>                                  |  |  |
| <a href="#">2-5-1-37 九州大学大学院数理学研究院専任教授候補者選定内規（非公表）</a>                           |  |  |
| <a href="#">2-5-1-38 九州大学大学院数理学研究院准教授、講師（専任）及び助教候補者選定内規（非公表）</a>                 |  |  |
| <a href="#">2-5-1-39 九州大学大学院数理学研究院の組織編成（人事）に関わる選考申合せ（非公表）</a>                    |  |  |
| <a href="#">2-5-1-40 九州大学大学院数理学研究院助教の再任に関する内規（非公表）</a>                           |  |  |
| <a href="#">2-5-1-41 医系分野教授候補者選考内規（非公表）</a>                                      |  |  |
| <a href="#">2-5-1-42 准教授・講師・助教候補者選考委員会内規（非公表）</a>                                |  |  |
| <a href="#">2-5-1-43 准教授・講師候補者の業績基準について（非公表）</a>                                 |  |  |
| <a href="#">2-5-1-44 九州大学大学院医学研究院助教候補者選定基準について（非公表）</a>                          |  |  |
| <a href="#">2-5-1-45 九州大学大学院医学研究院医療経営・管理学講座教授候補者選考内規（非公表）</a>                    |  |  |
| <a href="#">2-5-1-46 九州大学大学院医学研究院医療経営・管理学講座准教授及び講師候補者選考内規（非公表）</a>               |  |  |
| <a href="#">2-5-1-47 医療経営・管理学講座准教授・講師候補者選定基準についての申し合わせ事項（非公表）</a>                |  |  |
| <a href="#">2-5-1-48 九州大学大学院医学研究院分子生命科学系部門担当教授候補選定内規（非公表）</a>                    |  |  |
| <a href="#">2-5-1-49 九州大学大学院医学研究院分子生命科学系部門講座准教授及び専任講師候補選定内規（非公表）</a>             |  |  |
| <a href="#">2-5-1-50 九州大学大学院医学研究院保健学部門教授候補者選考内規（非公表）</a>                         |  |  |
| <a href="#">2-5-1-51 九州大学大学院医学研究院保健学部門准教授・講師・助教候補者選考内規（非公表）</a>                  |  |  |
| <a href="#">2-5-1-52 九州大学大学院医学研究院保健学部門准教授・講師候補者の選考に関する申合せ（非公表）</a>               |  |  |
| <a href="#">2-5-1-53 九州大学大学院歯学研究院教授候補者選考内規（非公表）</a>                              |  |  |
| <a href="#">2-5-1-54 九州大学大学院歯学研究院教授候補者選考内規に関する申合せ（非公表）</a>                       |  |  |
| <a href="#">2-5-1-55 教授候補者選定基準（申合せ）（非公表）</a>                                     |  |  |
| <a href="#">2-5-1-56 九州大学大学院歯学研究院准教授及び講師候補者選考内規（非公表）</a>                         |  |  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <a href="#">2-5-1-57 九州大学大学院歯学研究院准教授及び講師候補者選考内規に関する申合せ（非公表）</a>       |  |  |
| <a href="#">2-5-1-58 准教授、講師候補者選定基準（申合せ）（非公表）</a>                      |  |  |
| <a href="#">2-5-1-59 九州大学大学院歯学研究院助教候補者選考内規（非公表）</a>                   |  |  |
| <a href="#">2-5-1-60 九州大学大学院歯学研究院助教候補者選考内規に関する申合せ（非公表）</a>            |  |  |
| <a href="#">2-5-1-61 九州大学大学院薬学研究院教授候補者選考内規（非公表）</a>                   |  |  |
| <a href="#">2-5-1-62 九州大学大学院薬学研究院教授候補者選考内規の運用に関する申合せ（非公表）</a>         |  |  |
| <a href="#">2-5-1-63 九州大学大学院薬学研究院准教授、講師及び助教候補者選考内規（非公表）</a>           |  |  |
| <a href="#">2-5-1-64 九州大学大学院薬学研究院准教授、講師及び助教候補者選考内規の運用に関する申合せ（非公表）</a> |  |  |
| <a href="#">2-5-1-65 工学研究院教員候補者選考規程（非公表）</a>                          |  |  |
| <a href="#">2-5-1-66 工学研究院における教員選考に関する取り扱いについて（非公表）</a>               |  |  |
| <a href="#">2-5-1-67 工学研究院における教員の資格基準について（非公表）</a>                    |  |  |
| <a href="#">2-5-1-68 九州大学大学院芸術工学研究院教員候補者推薦要領（非公表）</a>                 |  |  |
| <a href="#">2-5-1-69 九州大学大学院システム情報科学研究院教授候補者選考内規（非公表）</a>             |  |  |
| <a href="#">2-5-1-70 九州大学大学院システム情報科学研究院准教授候補者選考内規（非公表）</a>            |  |  |
| <a href="#">2-5-1-71 大学院システム情報科学研究院の助教候補者の選考に関する申合せ（非公表）</a>          |  |  |
| <a href="#">2-5-1-72 総合理工学研究院教員候補者選考内規（非公表）</a>                       |  |  |
| <a href="#">2-5-1-73 大学院農学研究院助教候補者選定内規（非公表）</a>                       |  |  |
| <a href="#">2-5-1-74 大学院農学研究院教授、准教授候補者選定内規（非公表）</a>                   |  |  |
| <a href="#">2-5-1-75 九州大学大学院農学研究院教員特別昇任制度について（非公表）</a>                |  |  |
| <a href="#">2-5-1-76 大学院農学研究院助教候補者選定内規（非公表）</a>                       |  |  |
| <a href="#">2-5-1-77 大学院農学研究院教授、准教授候補者選定内規（非公表）</a>                   |  |  |
| <a href="#">2-5-1-78 基幹教育院における教員の選考手続について（非公表）</a>                    |  |  |
| ・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料                                 |  |  |
| <a href="#">2-5-1-79 （人文科学研究院）教員選考資料（非公表）</a>                         |  |  |
| <a href="#">2-5-1-80 （比較社会文化研究院）教員採用・昇任における評価の実施方法について（非公表）</a>       |  |  |
| <a href="#">2-5-1-81 （人間環境学研究院）選考結果報告書（非公表）</a>                       |  |  |
| <a href="#">2-5-1-82 （法学研究院）採用、昇格の評価結果が分かる資料（非公表）</a>                 |  |  |
| <a href="#">2-5-1-83 （経済学研究院）人事選考委員会報告資料（非公表）</a>                     |  |  |
| <a href="#">2-5-1-84 （理学研究院）採用、昇格の評価結果が分かる資料（非公表）</a>                 |  |  |
| <a href="#">2-5-1-85 （数理学研究院）採用、昇格の評価結果が分かる資料（非公表）</a>                |  |  |

|  |   |       |    |
|--|---|-------|----|
|  | <a href="#">2-5-1-86 (医学研究院) 教員候補者選考資料 (非公表)</a>                  |       |    |
|  | <a href="#">2-5-1-87 (歯学研究院) 教員候補者選考資料 (非公表)</a>                  |       |    |
|  | <a href="#">2-5-1-88 (薬学研究院) 教員候補者選考資料 (非公表)</a>                  |       |    |
|  | <a href="#">2-5-1-89 (工学研究院) 助教候補者の推薦・選定について (非公表)</a>            |       |    |
|  | <a href="#">2-5-1-90 (芸術工学研究院) 選考委員会報告書 (非公表)</a>                 |       |    |
|  | <a href="#">2-5-1-91 (システム情報科学研究院) 助教候補者の推薦について (非公表)</a>         |       |    |
|  | <a href="#">2-5-1-92 (総合理工学研究院) 環エネ准教授選考 (非公表)</a>                |       |    |
|  | <a href="#">2-5-1-93 (農学研究院) 教授会資料・選考結果報告書 (非公表)</a>              |       |    |
|  | <a href="#">2-5-1-94 (基幹教育院) 教員候補者選考資料 (非公表)</a>                  |       |    |
|  | ・大学院課程における教育研究上の指導能力 (専門職学位課程にあつては教育上の指導能力) に関する評価の実施状況が確認できる資料   |       |    |
|  | <a href="#">2-5-1-79 (人文科学研究院) 教員選考資料 (非公表)</a>                   |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-80 (比較社会文化研究院) 教員採用・昇任における評価の実施方法について (非公表)</a> |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-81 (人間環境学研究院) 選考結果報告書 (非公表)</a>                 |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-82 (法学研究院) 採用、昇格の評価結果が分かる資料 (非公表)</a>           |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-83 (経済学研究院) 人事選考委員会報告資料 (非公表)</a>               |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-84 (理学研究院) 採用、昇格の評価結果が分かる資料 (非公表)</a>           |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-85 (数理学研究院) 採用、昇格の評価結果が分かる資料 (非公表)</a>          |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-86 (医学研究院) 教員候補者選考資料 (非公表)</a>                  |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-87 (歯学研究院) 教員候補者選考資料 (非公表)</a>                  |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-88 (薬学研究院) 教員候補者選考資料 (非公表)</a>                  |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-89 (工学研究院) 助教候補者の推薦・選定について (非公表)</a>            |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-90 (芸術工学研究院) 選考委員会報告書 (非公表)</a>                 |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-91 (システム情報科学研究院) 助教候補者の推薦について (非公表)</a>         |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-92 (総合理工学研究院) 環エネ准教授選考 (非公表)</a>                |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-93 (農学研究院) 教授会資料・選考結果報告書 (非公表)</a>              |       | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-1-94 (基幹教育院) 教員候補者選考資料 (非公表)</a>                  |       | 再掲 |
| [分析項目2-5-2]<br>教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること | ・教員業績評価の実施状況 (別紙様式2-5-2)  |       |    |
|  | <a href="#">2-5-2 教員業績評価の実施状況</a>                                 |       |    |
|  | ・明文化された規定類  |       |    |
|  | <a href="#">2-1-1-01 九州大学大学評価委員会規程</a>                            | 第6条の2 | 再掲 |



|  |   |   |    |
|--|---|---|----|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）</li> </ul>             |   |    |
|  | <a href="#">2-5-2-01 九州大学教員活動評価の実施について（基本方針）（非公表）</a>   |   |    |
|  | <a href="#">2-5-2-02 教員業績評価（平成20～22年度第1回評価）の総括について（非公表）</a>   |   |    |
|  | <a href="#">2-5-2-03 第2回 教員業績評価（平成23～25年度）の結果について（非公表）</a>  |   |    |
|  | <a href="#">2-5-2-04 第3回 教員活動評価（平成26～29年度評価）の結果について（非公表）</a>  |   |    |
| [分析項目2-5-3]<br>評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）</li> </ul>                                      |   |    |
|  | <a href="#">2-5-3 評価結果に基づく取組</a>  |   |    |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・反映される規定がある場合は明文化された規定類</li> </ul>                                     |   |    |
|  | <a href="#">2-5-2-01 九州大学教員活動評価の実施について（基本方針）（非公表）</a>   |   | 再掲 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）</li> </ul> |   |    |
|  | <a href="#">2-5-2-02 教員業績評価（平成20～22年度第1回評価）の総括について（非公表）</a>   |   | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-2-03 第2回 教員業績評価（平成23～25年度）の結果について（非公表）</a>  |   | 再掲 |
|  | <a href="#">2-5-2-04 第3回 教員活動評価（平成26～29年度評価）の結果について（非公表）</a>  |   | 再掲 |
| [分析項目2-5-4]<br>授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）</li> </ul>                                |   |    |
|  | <a href="#">2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</a>  |   |    |
| [分析項目2-5-5]<br>教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）</li> </ul>                                   |   |    |
|  | <a href="#">2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</a>   |   |    |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</li> </ul>                         |   |    |
|  | <a href="#">2-5-5-01 九州大学事務組織規則</a>   |   |    |
|  | <a href="#">2-5-5-02 九州大学事務局等事務分掌規程</a>   | 第20条～第25条                                 |    |
|  | <a href="#">2-5-5-03 九州大学部局事務部事務分掌規程</a>  | 第2条の3、第3条の3、第4条の4、第6条の4、第7条の3、第8条の3、第9条の3 |    |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</li> </ul>                         |   |    |
|  | <a href="#">2-5-5-04 教育活動に係る技術職員の配置状況</a>   |   |    |
|  | <a href="#">2-5-5-05 日本図書館協会「大学・短期大学・高専図書館調査」職員数（うち司書・司書補）</a>  |   |    |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</li> </ul>         |   |    |
|  | <a href="#">2-5-5-06 九州大学ティーチング・アシスタント（TA）ハンドブック</a>  | 48ページ                                     |    |
|  | <a href="#">2-5-5-07 図書館TA(Cuter)名簿（非公表）</a>  |   |    |



|   |  |  |    |
|---|--|--|----|
| <p>【分析項目2-5-6】<br/>教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p> | ・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）               |  |    |
|   | <a href="#">2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</a>     |  |    |
|   | ・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料              |  |    |
|   | <a href="#">2-5-5-06 九州大学ティーチング・アシスタント（TA）ハンドブック</a> |  | 再掲 |
|   | <a href="#">2-5-6-01 図書館TA行動指針（非公表）</a>              |  |    |
|   | <a href="#">2-5-6-02 図書館TA新人研修資料（非公表）</a>            |  |    |
|   | <a href="#">2-5-6-03 図書館TAの指導体制（非公表）</a>             |  |    |
|   | <a href="#">2-5-6-04 学務事務研修について（非公表）</a>             |  |    |
| <a href="#">2-5-6-05 九州大学教室系技術職員研修の実施について（H30.4.1改正）（非公表）</a>                                       |  |  |    |
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。                |  |  |    |
| 該当なし  |  |  |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。            |  |  |    |
| 該当なし  |  |  |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |    |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |    |
| 該当なし  |  |  |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |    |
| 該当なし  |  |  |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

| 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること  |   |      |    |
|--|---|------|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                  | 備考   | 再掲 |
| 【分析項目3-1-1】<br>毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること   | ・直近年度の財務諸表  |      |    |
|  | 3-1-1-01_令和2事業年度財務諸表                              | 全ページ |    |
|  | ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書                          |      |    |
|  | 3-1-1-02_令和2年度監査報告書                               |      |    |
| 【分析項目3-1-2】<br>教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること  | 3-1-1-03_独立監査人の監査報告書                              |      |    |
|  | ・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）                |      |    |
|  | <a href="#">3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（非公表）</a> |      |    |
|  | ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類                   |      |    |
|  | <a href="#">3-1-2-01 30%以上乖離理由（非公表）</a>           |      |    |
| 【特記事項】   |   |      |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。     |   |      |    |
| 該当なし   |   |      |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |   |      |    |
| 該当なし   |   |      |    |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |   |      |    |
| ■ 当該基準を満たす   |   |      |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |      |    |
| 該当なし   |   |      |    |
| 【改善を要する事項】   |   |      |    |
| 該当なし   |   |      |    |

| 基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること   |   |                  |    |
|---|---|------------------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考               | 再掲 |
| [分析項目3-2-1]<br>大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること  | ・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） |                  |    |
|   | <a href="#">1-3-1-01 九州大学学則</a>   | 第27～29条, 第31～37条 | 再掲 |
|   | <a href="#">3-2-1-01 九州大学役員会規則</a>  | 第2条              |    |
|   | <a href="#">3-2-1-02 九州大学経営協議会規則</a>  | 第2条              |    |
|   | <a href="#">3-2-1-03 九州大学教育研究評議会規則</a>  | 第2条              |    |
|   | <a href="#">3-2-1-04 役員懇談会開催要項等（非公表）</a>  |                  |    |
|   | <a href="#">3-2-1-05 運営組織図</a>  |                  |    |
|   | ・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料  |                  |    |
|   | ・役職者の名簿   |                  |    |
|   | <a href="#">3-2-1-06 役員会・経営協議会・教育研究評議会の構成</a>   |                  |    |
| [分析項目3-2-2]<br>法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること   | ・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2）<br>・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）   |                  |    |
|   | <a href="#">3-2-2 法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧</a>  |                  |    |
| 【特記事項】  |   |                  |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |   |                  |    |
| 該当なし  |   |                  |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 |   |                  |    |
| 該当なし  |   |                  |    |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす  |   |                  |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】   |   |                  |    |
| 該当なし  |   |                  |    |
| 【改善を要する事項】  |   |                  |    |
| 該当なし  |   |                  |    |

| 基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること   |  |      |    |
|---|--|------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考   | 再掲 |
| [分析項目3-3-1]<br>管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること  | ・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）                      |      |    |
|   | <a href="#">3-3-1 事務組織一覧</a>   |      |    |
|   | ・根拠となる規定類  |      |    |
|   | <a href="#">1-3-1-01 九州大学学則</a>                                      | 第17条 | 再掲 |
|   | <a href="#">2-5-5-01 九州大学事務組織規則</a>                                  |      | 再掲 |
|   | <a href="#">2-5-5-02 九州大学事務局等事務分掌規程</a>                              |      | 再掲 |
|   | <a href="#">2-5-5-03 九州大学部局事務部事務分掌規程</a>                             |      | 再掲 |
|   | <a href="#">3-3-1-01 九州大学事務局各課等及び部局事務部にまたがる特定の事務の処理を行う事務組織に関する規程</a> |      |    |
| ・事務組織の組織図   |  |      |    |
| <a href="#">3-3-1-02 事務組織の組織図</a>   |  |      |    |
| 【特記事項】  |  |      |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |      |    |
| 該当なし  |  |      |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |      |    |
| 該当なし  |  |      |    |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  |  |      |    |
| ■ 当該基準を満たす  |  |      |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】   |  |      |    |
| 該当なし  |  |      |    |
| 【改善を要する事項】  |  |      |    |
| 該当なし  |  |      |    |

| 基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること                                 |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-4-1]<br>教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること  | ・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）<br><a href="#">3-4-1 教職協働の状況</a>                   |    |    |
| [分析項目3-4-2]<br>管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること                            | ・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）<br><a href="#">3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧</a> |    |    |
| <b>【特記事項】</b>   |  |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |    |    |
| 該当なし  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 |  |    |    |
| 該当なし  |  |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |    |    |
| ■ 当該基準を満たす  |  |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |    |    |
| 該当なし  |  |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |    |    |
| 該当なし  |  |    |    |

| 基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること                 |  |    |    |
|--|--|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-5-1]<br>監事が適切な役割を果たしていること                       | ・ 監事に関する規定   |    |    |
|  | <a href="#">3-5-1-01 国立大学法人九州大学監事監査要綱</a>                |    |    |
|  | ・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）   |    |    |
|  | 3-1-1-02_令和2年度監査報告書                                      |    | 再掲 |
|  | <a href="#">3-5-1-02 令和2年度監事監査計画（非公表）</a>                |    |    |
|  | <a href="#">3-5-1-03 業務運営に係る監査報告（非公表）</a>                |    |    |
|  | <a href="#">3-5-1-04 令和元年度監査報告書</a>                      |    |    |
|  | ・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果                 |    |    |
| [分析項目3-5-2]<br>法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること          | ・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）                    |    |    |
|  | <a href="#">3-5-2-01 監査計画概要説明（非公表）</a>                   |    |    |
|  | ・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）             |    |    |
|  | 3-1-1-03_独立監査人の監査報告書                                     |    | 再掲 |
|  | <a href="#">3-5-2-02 令和元年度監査結果説明資料（非公表）</a>              |    |    |
| [分析項目3-5-3]<br>独立性が担保された主体により内部監査を実施していること             | ・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）                    |    |    |
|  | <a href="#">3-2-1-05 運営組織図</a>                           |    | 再掲 |
|  | ・ 内部監査に関する規定   |    |    |
|  | <a href="#">3-5-3-01 国立大学法人九州大学内部監査規程</a>                |    |    |
|  | ・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）                        |    |    |
|  | <a href="#">3-5-3-02 令和2年度内部監査計画書（非公表）</a>               |    |    |
|  | <a href="#">3-5-3-03 令和2年度前期内部監査実施計画書（非公表）</a>           |    |    |
|  | <a href="#">3-5-3-04 令和2年度前期内部監査報告書（非公表）</a>             |    |    |
|  | <a href="#">3-5-3-05 令和2年度後期内部監査実施計画書（非公表）</a>           |    |    |
|  | <a href="#">3-5-3-06 令和2年度後期内部監査報告書（非公表）</a>             |    |    |
| [分析項目3-5-4]<br>監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること | ・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）                 |    |    |
|  | <a href="#">3-5-4-01 令和2年度監事連絡会・三者ミーティング等実施状況一覧（非公表）</a> |    |    |
|  | <a href="#">3-5-4-02 令和2年度三者ミーティング等議事概要（非公表）</a>         |    |    |

|   |
|---|
| <b>【特記事項】</b>   |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし              |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。<br>該当なし |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす   |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>該当なし  |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし   |

| 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-6-1]<br>法令等が公表を求める事項を公表していること  | ・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）           |    |    |
|   | <a href="#">3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧</a> |    |    |
| <b>【特記事項】</b>   |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |   |    |    |
| 該当なし  |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 |   |    |    |
| 該当なし  |   |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |   |    |    |
| ■ 当該基準を満たす  |   |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |   |    |    |
| 該当なし  |   |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |   |    |    |
| 該当なし  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

| 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること                                      |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目4-1-1]<br>教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること                                  | ・ 認証評価共通基礎データ様式   |    |    |
|  | <a href="#">認証評価共通基礎データ様式【大学様式1】</a>  |    |    |
|  | ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）<br><a href="#">4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</a> |    |    |
| [分析項目4-1-2]<br>法令が定める実習施設等が設置されていること   | ・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）  |    |    |
|  | <a href="#">4-1-2 附属施設等一覧</a>   |    |    |
| [分析項目4-1-3]<br>施設・設備における安全性について、配慮していること   | ・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）   |    |    |
|  | <a href="#">4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況</a>                                   |    |    |
|  | ・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料   |    |    |
|  | <a href="#">4-1-3-01 耐震状況配置図</a>  |    |    |
|  | <a href="#">4-1-3-02 バリアフリー化の整備状況</a>   |    |    |
|  | <a href="#">4-1-3-03 バリアフリーマップ（センター1号館・2号館～ウエスト1号館）</a>                                       |    |    |
|  | ・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料   |    |    |
| [分析項目4-1-4]<br>教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること                             | ・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）   |    |    |
|  | <a href="#">4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）（非公表）</a>                                |    |    |
| [分析項目4-1-5]<br>大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること                | ・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）  |    |    |
|  | <a href="#">4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）（非公表）</a>  |    |    |
| [分析項目4-1-6]<br>自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること   | ・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）  |    |    |
|  | <a href="#">4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</a>   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 |   |    |    |
| 該当なし   |   |    |    |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |   |  |  |
| <p>【活動取組4-1-A】<br/>学習プロセスを記録し、そのデータを分析することによる教育改善を目的として、ラーニング・アナリティクスセンターを設置している。2013年度から学生のPC必携化を行い、2014年度から学習支援システムM2B（みつば）システムを導入したことにより、大規模な学習ログデータに基づいて教育ビッグデータを蓄積してきた。これらのデータを用いて、学生が理解しにくい部分を可視化し、学生が理解しにくい部分の説明を手厚くするなど学生の学びの改善につなげている。</p>   | <p><a href="#">4-1-A-01 ラーニングアナリティクスの取り組み（非公表）</a></p>  |  |  |
| <p>【活動取組4-1-B】<br/>コロナ禍におけるICTを活用した学習のための教育環境整備を行っている。特に、令和2年春学期は約10,000科目をオンライン授業とし、教員、学生向けオンライン授業マニュアルの整備、講習会及び模擬授業を実施した他、学生有志によるシステムサポート組織「quick Q（クイック・キュー）」を整備するなど、スムーズなオンライン授業実施に注力した。</p>  | <p><a href="#">4-1-B-01 オンライン授業マニュアル</a></p> <p><a href="#">4-1-B-02 quickQについて（非公表）</a></p>  |  |  |
| <p>【活動取組4-1-C】<br/>附属図書館各館において、サービス対象となる学生の学習・教育内容に応じた各種イベントを開催することにより、様々な教員や学生が交流する場を提供し、新たな興味の芽を育み、学習・教育活動の活性化に貢献している。特に新中央図書館は、アクティブ・ラーニング・スペース「きゅうと commons」をはじめとした施設・設備が多数の国際イベント・研修に活用されており、高等教育の国際化に寄与している。</p>  | <p><a href="#">4-1-C-01 館内施設の授業・イベント等での利用状況</a></p> <p><a href="#">4-1-C-02 館内施設の授業・イベント等での利用状況（補足） イベントリスト</a></p> <p><a href="#">4-1-C-03 中央図書館パンフレット</a></p> |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>   |   |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>○学習プロセスを記録し、そのデータを分析することによる教育改善を目的として、ラーニング・アナリティクスセンターを設置している。2013年度から学生のPC必携化を行い、2014年度から学習支援システムM2B（みつば）システムを導入したことにより、大規模な学習ログデータに基づいて教育ビッグデータを蓄積してきた。これらのデータを用いて、学生が理解しにくい部分を可視化し、学生が理解しにくい部分の説明を手厚くするなど学生の学びの改善につなげている。</p> <p>○コロナ禍におけるICTを活用した学習のための教育環境整備を行っている。特に、令和2年春学期は約10,000科目をオンライン授業とし、教員、学生向けオンライン授業マニュアルの整備、講習会及び模擬授業を実施した他、学生有志によるシステムサポート組織「quick Q（クイック・キュー）」を整備するなど、スムーズなオンライン授業実施に注力した。</p> <p>○附属図書館各館において、サービス対象となる学生の学習・教育内容に応じた各種イベントを開催することにより、様々な教員や学生が交流する場を提供し、新たな興味の芽を育み、学習・教育活動の活性化に貢献している。特に新中央図書館は、アクティブ・ラーニング・スペース「きゅうと commons」をはじめとした施設・設備が多数の国際イベント・研修に活用されており、高等教育の国際化に寄与している。</p> |   |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>   |   |  |  |

| 基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること                              |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目4-2-1]<br>学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること            | ・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）  |    |    |
|  | <a href="#">4-2-1 相談・助言体制等一覧</a>  |    |    |
|  | ・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 |    |    |
|  | <a href="#">4-2-1-01 九州大学キャンパスライフ・健康支援センターご案内</a>                       |    |    |
|  | <a href="#">4-2-1-02 九州大学就職相談室利用案内</a>                                  |    |    |
|  | ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）                                     |    |    |
|  | <a href="#">4-2-1-03 九州大学ハラスメント対策ガイドライン</a>                             |    |    |
|  | <a href="#">4-2-1-04 生活支援関係広報物等一覧</a>                                   |    |    |
|  | ・生活支援制度の利用実績が確認できる資料  |    |    |
|  | <a href="#">4-2-1-05 キャンパスライフ・健康支援センター学生相談室 面接回数</a>                    |    |    |
| <a href="#">4-2-1-06 キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室 利用状況</a>                       |   |    |    |
| <a href="#">4-2-1-07 キャンパスライフ・健康支援センター学生支援コーディネーター室 対応状況</a>                       |   |    |    |
| <a href="#">4-2-1-08 何でも相談室 相談実績</a>   |   |    |    |
| <a href="#">4-2-1-09 キャンパスライフ・健康支援センター健康相談室 対応状況</a>                               |   |    |    |
| [分析項目4-2-2]<br>学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること                          | ・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）   |    |    |
|  | <a href="#">4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</a>                                     |    |    |
| [分析項目4-2-3]<br>留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること                             | ・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）  |    |    |
|  | <a href="#">4-2-3 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況</a>                              |    |    |
|  | ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料                            |    |    |
|  | <a href="#">4-2-3-01 相談フォーム（英）</a>                                      |    |    |
|  | <a href="#">4-2-3-02 相談フォーム（中）</a>                                      |    |    |
| <a href="#">4-2-3-03 令和2年度 留学生に対する相談等対応状況</a>                                      |   |    |    |
| [分析項目4-2-4]<br>障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること | ・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）                                 |    |    |
|  | <a href="#">4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況</a>                       |    |    |
| [分析項目4-2-5]<br>学生に対する経済面での援助を行っていること   | ・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）   |    |    |
|  | <a href="#">4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</a>                                 |    |    |
|  | ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料   |    |    |
|  | <a href="#">4-2-5-01 九州大学独自の奨学金・学生納付金免除制度一覧</a>                         |    |    |

|   |  |  |
|---|--|--|
| ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料                                  |  |  |
| <a href="#">4-2-5-02 日本学生支援機構奨学金利用状況（非公表）</a>               |  |  |
| ・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料                     |  |  |
| <a href="#">4-2-5-03 令和3年度中本博雄賞選考資料（非公表）</a>                |  |  |
| <a href="#">4-2-5-04 中本博雄賞修学支援奨学金運用細則（非公表）</a>              |  |  |
| <a href="#">4-2-5-05 令和2年度市川節造奨学金選考資料（非公表）</a>              |  |  |
| <a href="#">4-2-5-06 市川節造奨学金運用細則（非公表）</a>                   |  |  |
| <a href="#">4-2-5-07 令和2年度九州大学修学支援奨学金選考資料（学部1年次）（非公表）</a>   |  |  |
| <a href="#">4-2-5-08 令和2年度九州大学修学支援奨学金選考資料（学部2年次以上）（非公表）</a> |  |  |
| <a href="#">4-2-5-09 九州大学修学支援奨学金運用細則（非公表）</a>               |  |  |
| <a href="#">4-2-5-10 令和2年度利章奨学金選考資料（非公表）</a>                |  |  |
| <a href="#">4-2-5-11 利章奨学金資金運用細則（非公表）</a>                   |  |  |
| <a href="#">4-2-5-12 利章奨学金に係る取扱要項（非公表）</a>                  |  |  |
| <a href="#">4-2-5-13 令和2年度九州大学基幹教育奨励賞選考資料（非公表）</a>          |  |  |
| <a href="#">4-2-5-14 九州大学基幹教育表彰要項（非公表）</a>                  |  |  |
| <a href="#">4-2-5-15 九州大学基幹教育表彰の取扱いについて（非公表）</a>            |  |  |
| <a href="#">4-2-5-16 令和2年度山川賞受賞候補者選考資料（非公表）</a>             |  |  |
| <a href="#">4-2-5-17 山川賞選考実施要領（非公表）</a>                     |  |  |
| <a href="#">4-2-5-18 九州大学大学院研究テーマ型（環境保全）奨学資金運用細則（非公表）</a>   |  |  |
| <a href="#">4-2-5-19 令和2年度九州大学大学院研究支援奨学金（非公表）</a>           |  |  |
| <a href="#">4-2-5-20 九州大学大学院研究支援奨学金実施要領（非公表）</a>            |  |  |
| ・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料                     |  |  |
| <a href="#">4-2-5-21 令和2年4月入学料免除選考（非公表）</a>                 |  |  |
| <a href="#">4-2-5-22 令和2年4月入学料徴収猶予選考（非公表）</a>               |  |  |
| <a href="#">4-2-5-23 九州大学入学料の免除及び徴収猶予に関する規則（非公表）</a>        |  |  |
| <a href="#">4-2-5-24 九州大学における入学料免除等に関する取扱規程（非公表）</a>        |  |  |
| <a href="#">4-2-5-25 入学料免除等の取扱いについて（非公表）</a>                |  |  |
| <a href="#">4-2-5-26 前期授業料免除選考（非公表）</a>                     |  |  |
| <a href="#">4-2-5-27 大規模災害免除者数一覧（非公表）</a>                   |  |  |
| <a href="#">4-2-5-28 緊急授業料免除選考案（非公表）</a>                    |  |  |
| <a href="#">4-2-5-29 九州大学授業料の免除等に関する規則（非公表）</a>             |  |  |

|  |   |              |    |
|--|---|--------------|----|
|  | <a href="#">4-2-5-30 九州大学における授業料免除等に関する取扱規程（非公表）</a>                            |              |    |
|  | <a href="#">4-2-5-31 大規模災害により被災した本学学生及び入学志願者に対する経済的支援の実施に係る申し合わせ（総長裁定）（非公表）</a> |              |    |
|  | <a href="#">4-2-5-32 令和2年度における大規模災害により被災した本学学生への入学料・授業料免除選考の取り扱いについて（非公表）</a>   |              |    |
|  | <a href="#">4-2-5-33 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する緊急授業料免除について（総長裁定）（非公表）</a>  |              |    |
|  | <a href="#">4-2-5-34 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援（非公表）</a>                           |              |    |
|  | ・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料                                       |              |    |
|  | <a href="#">4-2-5-35 学生寄宿舎入居状況</a>  |              |    |
|  | <a href="#">4-2-5-36 国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程</a>                          | 別表第4（第11条関係） |    |
|  | ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料  |              |    |
| <b>【特記事項】</b>  |   |              |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。   |   |              |    |
| 該当なし   |   |              |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。   |   |              |    |
| <p>〔活動取組4-2-A〕</p> <p>学生への経済的支援として、本学では、優秀学生の学修活動を支援する「山川賞」、経済的事情をかかえた受験生への入学前採用奨学金である「中本博雄賞修学支援奨学金」など、複数の大学独自制度を設けている。</p> <p>また、令和2年度は、総長のリーダーシップの下、総長裁量経費を活用した本学独自の新型コロナウイルス感染症関連事業として、経済的に困窮している全ての学生に対し、「九州大学緊急学生支援金」として一律3万円の支給を行うことについて、機関決定して速やかに支給した。約1万5千人の学生に対し総額4.6億円を支給した。</p> <p>さらに、「新型コロナウイルス対策学生支援基金」「新型コロナウイルス対策留学生支援基金」により学生を経済的に援助した。このうち、支援基金は寄附により約1,060件、5千4百万円が得られ、これを学生に支給した。</p> | <a href="#">4-2-5-01 九州大学独自の奨学金・学生納付金免除制度一覧</a>                                 |              | 再掲 |
|  | <a href="#">4-2-5-34 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援（非公表）</a>                           |              | 再掲 |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  |   |              |    |
| ■ 当該基準を満たす   |   |              |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |   |              |    |
| <p>学生への経済的支援として、本学では、優秀学生の学修活動を支援する「山川賞」、経済的事情をかかえた受験生への入学前採用奨学金である「中本博雄賞修学支援奨学金」など、複数の大学独自制度を設けている。</p> <p>また、令和2年度は、総長のリーダーシップの下、総長裁量経費を活用した本学独自の新型コロナウイルス感染症関連事業として、経済的に困窮している全ての学生に対し、「九州大学緊急学生支援金」として一律3万円の支給を行うことについて、機関決定して速やかに支給した。約1万5千人の学生に対し総額4.6億円を支給した。</p> <p>さらに、「新型コロナウイルス対策学生支援基金」「新型コロナウイルス対策留学生支援基金」により学生を経済的に援助した。このうち、支援基金は寄附により約1,060件、5千4百万円が得られ、これを学生に支給した。</p>                    |   |              |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |   |              |    |
| 該当なし   |   |              |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

| 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目5-1-1]<br>学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること  | ・ 学生受入方針が確認できる資料<br><a href="#">5-1-1-01 アドミッション・ポリシー (CP・DP含む)</a> |    |    |
| 【特記事項】  |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし              |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。<br>該当なし |   |    |    |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】<br>該当なし   |   |    |    |
| 【改善を要する事項】<br>該当なし  |   |    |    |

| 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること                                      |   |    |    |    |
|---|---|----|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |    |
| [分析項目5-2-1]<br>学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること      | ・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）                                     |    |    |    |
|   | <a href="#">5-2-1 入学者選抜の方法一覧</a>                            |    |    |    |
|   | ・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）               |    |    |    |
|   | 5-2-1-01_面接要領等（非公表）   |    |    |    |
|   | ・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料                           |    |    |    |
|   | <a href="#">2-1-3-05 九州大学入学試験実施委員会等規程</a>                   |    |    | 再掲 |
|   | <a href="#">5-2-1-02 入学者選抜の実施体制関係（非公表）</a>                  |    |    |    |
|   | <a href="#">1-3-2-01 九州大学教授会通則</a>                          |    |    | 再掲 |
|   | <a href="#">5-2-1-03 令和3年度大学入学者選抜実施要項（文科省）（非公表）</a>         |    |    |    |
|   | <a href="#">5-2-1-04 地球社会統合科学府入学考査準備・実施委員会内規（非公表）</a>       |    |    |    |
|   | <a href="#">5-2-1-05 人間環境学府教務委員会に関する申し合わせ（非公表）</a>          |    |    |    |
|   | <a href="#">5-2-1-06 九州大学大学院法学府入学試験実施要項（非公表）</a>            |    |    |    |
|   | <a href="#">1-3-2-11 九州大学法科大学院教授会運営内規（非公表）</a>              |    |    | 再掲 |
|   | <a href="#">5-2-1-07 大学院入試に関する改革要綱について（非公表）</a>             |    |    |    |
|   | <a href="#">5-2-1-08 九州大学大学院理学府入学試験委員会内規（非公表）</a>           |    |    |    |
|   | <a href="#">5-2-1-09 九州大学大学院数理学府教授会内規（非公表）</a>              |    |    |    |
|   | <a href="#">5-2-1-10 九州大学大学院システム生命科学府講座主任会内規（非公表）</a>       |    |    |    |
|   | <a href="#">1-3-2-20 大学院医学研究院、大学院医学系学府及び医学部教授会運営内規（非公表）</a> |    |    | 再掲 |
|   | <a href="#">5-2-1-11 九州大学大学院歯学府入学試験実施に関する申合せ（非公表）</a>       |    |    |    |
|   | <a href="#">5-2-1-12 九州大学薬学部・大学院薬学府入試委員会内規（非公表）</a>         |    |    |    |
| <a href="#">5-2-1-13 九州大学工学府入学試験委員会要項（非公表）</a>                |   |    |    |    |
| <a href="#">5-2-1-14 九州大学大学院芸術工学府教授会内規（非公表）</a>               |   |    |    |    |
| <a href="#">5-2-1-15 九州大学大学院システム情報科学府教務委員会要項（非公表）</a>         |   |    |    |    |
| <a href="#">5-2-1-16 九州大学大学院総合理工学府入試委員会要項（非公表）</a>            |   |    |    |    |
| <a href="#">5-2-1-17 九州大学農学部・大学院生物資源環境科学府入学試験検討委員会内規（非公表）</a> |   |    |    |    |
| <a href="#">1-3-2-44 九州大学大学院統合新領域学府教授会内規（非公表）</a>             |   |    | 再掲 |    |
| ・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等                                  |   |    |    |    |
| <a href="#">5-2-1-18 令和3年度大学入学者選抜実施要項（文科省）（非公表）</a>           |   |    |    |    |
| <a href="#">5-2-1-19 国立大学の2021年度入学者選抜についての実施要領（国大協）（非公表）</a>  |   |    |    |    |



|   |  |  |    |
|---|--|--|----|
|   | <a href="#">5-2-1-20 令和3（2021）年度九州大学入学者選抜一般選抜実施事務要領（前期日程）（非公表）</a>                       |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-21 令和3（2021）年度九州大学入学者選抜一般選抜実施事務要領（後期日程）（非公表）</a>                       |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-22 令和3年度帰国子女入試実施事務要領（非公表）</a>  |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-23 令和3年度私費外国人留学生入試（4月入学）実施体制資料ほか（非公表）</a>                              |  |    |
|   | ・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-24 2021年度以降の入学者選抜における変更について（医保健看護）</a>                                 |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-25 2021年度以降の入学者選抜における変更について（経済）</a>                                    |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-26 2020年度以降の入学者選抜における変更予定について（芸術工学部）</a>                               |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-27 平成32年度入学者選抜方法の変更について（法学部A0入試Ⅱ）</a>                                  |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-28 令和3年度（2021年度）以降の入学者選抜方法の変更について（文学部）</a>                             |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-29 令和3年度（2021年）以降の入学者選抜方法の変更について（教育学部）</a>                             |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-30 大学入学共通テスト科目変更なし</a>   |  |    |
|   | <a href="#">5-2-1-31 入学者選抜における変更公表</a>   |  |    |
| [分析項目5-2-2]<br>学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること   | ・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料   |  |    |
|   | <a href="#">2-1-3-05 九州大学入学試験実施委員会等規程</a>  |  | 再掲 |
|   | ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等   |  |    |
|   | <a href="#">5-2-2-01 九州大学入学者選抜研究委員会報告書（目次・まえがき）（非公表）</a>                                 |  |    |
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。  |  |  |    |
| [分析項目5-2-1]<br>面接要領等については、査定基準等も含むため提出できないため、訪問調査時の確認を希望する。   |  |  |    |
| [分析項目5-2-2]<br>従来、入試の検証・改善については、入学者選抜研究委員会が、入試成績のみならず入学後の成績との相関についても踏み込んだ調査を行うなどして報告書を作成してきたが、令和3年5月に全学の委員会見直しのため同委員会が廃止され、入学試験実施委員会がその業務を担うこととなった。このように、報告書ではかなり具体的な内容を扱っており、国立大学の限定関係者の研究にだけ提供できるが、それに基づく研究成果を公表することができない資料にあたるため、報告書本文については、訪問調査時の確認を希望する。 |  |  |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |  |  |    |
| 該当なし  |  |  |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす   |  |  |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>該当なし  |  |  |    |



【改善を要する事項】

該当なし

| 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること  |  |      |    |
|---|--|------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考   | 再掲 |
| [分析項目5-3-1]<br>実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと   | ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2  |      |    |
|   | <a href="#">認証評価共通基礎データ様式【大学様式2】</a>   |      |    |
|   | ・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料<br><a href="#">5-3-1-01 5年目評価、10年以内組織見直し制度 平成30年度進捗状況について (R1.10.31企画専門委員会) (非公表)</a> | P3~5 |    |
| <b>【特記事項】</b>   |  |      |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。  |  |      |    |
| [分析項目5-3-1]<br>大学院課程の一部の学府・専攻において、実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況にある。この主な理由として、就職状況の好調による進学希望者の減少、大学や研究機関等のアカデミックポストの減少による学生の将来不安、修士課程修了者の就職状況の好調、学費・生活費等の経済的理由などがある。これらを踏まえ、入学定員充足率を向上させるよう、広報の見直し、企業等の共同研究を通じた社会人学生の受け入れの推進、奨学金制度の充実などに取り組んでいる。       |  |      |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |  |      |    |
| 該当なし  |  |      |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たさない   |  |      |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>該当なし  |  |      |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>大学院課程の一部の学府・専攻において、実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況にある。この主な理由として、就職状況の好調による進学希望者の減少、大学や研究機関等のアカデミックポストの減少による学生の将来不安、修士課程修了者の就職状況の好調、学費・生活費等の経済的理由などがある。これらを踏まえ、入学定員充足率を向上させるよう、広報の見直し、企業等の共同研究を通じた社会人学生の受け入れの推進、奨学金制度の充実などに取り組んでいる。 |  |      |    |

## 領域6 基準の判断 総括表

九州大学

| 組織番号 | 教育研究上の基本組織 | 基準<br>6-1  | 基準<br>6-2 | 基準<br>6-3 | 基準<br>6-4 | 基準<br>6-5 | 基準<br>6-6 | 基準<br>6-7 | 基準<br>6-8 | 備考                         |
|------|------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------|
| 01   | 共創学部       | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 平成30年4月設置<br>国立大学教育研究評価を活用 |
| 02   | 文学部        | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 03   | 人文科学府      | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 04   | 地球社会統合科学府  | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 05   | 教育学部       | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 06   | 人間環境学府     | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 07   | 法学部        | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 08   | 法学府        | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 09   | 法務学府       | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 10   | 経済学部       | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 11   | 経済学府       | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 12   | 理学部        | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 13   | 理学府        | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 14   | 数理学府       | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 15   | システム生命科学府  | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 16   | 医学部        | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |
| 17   | 医学系学府      | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |           |           |           |           |           |           |           | 国立大学教育研究評価を活用              |

|    |                |  |        |        |        |        |        |        |        |               |
|----|----------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 18 | 歯学部            | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |        |        |        |        |        |        |        | 国立大学教育研究評価を活用 |
| 19 | 歯学府            | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |        |        |        |        |        |        |        | 国立大学教育研究評価を活用 |
| 20 | 薬学部            | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |        |        |        |        |        |        |        | 国立大学教育研究評価を活用 |
| 21 | 薬学府            | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |        |        |        |        |        |        |        | 国立大学教育研究評価を活用 |
| 22 | 工学部            | 満たしている   | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 該当なし   | 令和3年4月改組      |
| 23 | 工学府            | 満たしている   | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 令和3年4月改組      |
| 24 | 芸術工学部          | 満たしている   | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 該当なし   | 令和2年4月改組      |
| 25 | 芸術工学府          | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |        |        |        |        |        |        |        | 国立大学教育研究評価を活用 |
| 26 | システム情報科学府      | 満たしている   | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 該当なし   | 令和3年4月改組      |
| 27 | 総合理工学府         | 満たしている   | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 該当なし   | 令和3年4月改組      |
| 28 | 農学部            | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |        |        |        |        |        |        |        | 国立大学教育研究評価を活用 |
| 29 | 生物資源環境科学府      | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |        |        |        |        |        |        |        | 国立大学教育研究評価を活用 |
| 30 | 統合新領域学府        | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） |        |        |        |        |        |        |        | 国立大学教育研究評価を活用 |
| 31 | 基幹教育院          | 該当なし   | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 該当なし   | 該当なし   | 教養教育          |
| 32 | 工学部（旧課程）       | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 満たしている | 令和3年4月募集停止    |
| 33 | 芸術工学部（旧課程）     | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 満たしている | 令和2年4月募集停止    |
| 34 | システム情報科学府（旧課程） | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 満たしている | 令和3年4月募集停止    |
| 35 | 総合理工学府（旧課程）    | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 該当なし   | 満たしている | 令和3年4月募集停止    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | 該当なし(2018年度新設)  |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学率)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                 | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | 該当なし(2018年度新設)  |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）<br>主な進学/就職先（起業者も含む）           |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）                                     |    |    |
|  | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |  |  |    |    |
|---|-----------|--|--|----|----|
| 【特記事項】  |           |  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |  |  |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 |  |  | 備考 | 再掲 |
|   |           |  |  |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |  |  |    |    |
|   |           |  |  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |  |  |    |    |
|---|-----------|--|--|----|----|
| 【特記事項】  |           |  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |  |  |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 |  |  | 備考 | 再掲 |
|   |           |  |  |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |  |  |    |    |
|   |           |  |  |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）<br>主な進学/就職先（起業者も含む）           |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）                                     |    |    |
|  | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること             |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること         |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）<br>主な進学/就職先（起業者も含む）           |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）                                     |    |    |
|  | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

**基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

|   |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

**基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること**

|   |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること             |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること         |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

**基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

|   |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

**基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること**

|   |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）<br>主な進学/就職先（起業者も含む）           |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）                                     |    |    |
|  | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること             |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること         |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |  |  |    |    |
|---|-----------|--|--|----|----|
| 【特記事項】  |           |  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |  |  |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 |  |  | 備考 | 再掲 |
|   |           |  |  |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |  |  |    |    |
|   |           |  |  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |  |  |    |    |
|---|-----------|--|--|----|----|
| 【特記事項】  |           |  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |  |  |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 |  |  | 備考 | 再掲 |
|   |           |  |  |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |  |  |    |    |
|   |           |  |  |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |  |  |    |    |
|---|-----------|--|--|----|----|
| 【特記事項】  |           |  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |  |  |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 |  |  | 備考 | 再掲 |
|   |           |  |  |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |  |  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |  |  |    |    |
|---|-----------|--|--|----|----|
| 【特記事項】  |           |  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |  |  |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 |  |  | 備考 | 再掲 |
|   |           |  |  |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |  |  |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

**基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

| 【特記事項】   |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

**基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること**

| 【特記事項】   |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）<br>主な進学/就職先（起業者も含む）           |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）                                     |    |    |
|  | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1]<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること  | ・ 公表された学位授与方針<br><a href="#">6-1-1-01 (22)工学部ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー</a> |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし     |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。<br>該当なし |   |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす                                      |   |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>該当なし   |   |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし  |   |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1]<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること   | ・ 公表された教育課程方針<br><a href="#">6-1-1-01 (22)工学部ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー</a>         |    | 再掲 |
| [分析項目6-2-2]<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること   | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針<br><a href="#">6-1-1-01 (22)工学部ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー</a> |    | 再掲 |
| <b>【特記事項】</b>  |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。   |   |    |    |
| [活動取組6-2-A]<br>学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。本学部を含む各学部・学府がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部・学府教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。例えば、工学部・工学系学府のマップでは学部初年次の基幹教育から、学部専門教育、修士課程、博士後期課程に至る道筋を示し、必修や選択といった科目区分を色分けで示すなど、一覧性と簡潔さを重視したデザインを取り入れて作成した。            | <a href="#">6-2-A-01 (00)新入試・認証評価に向けた3ポリシー見直し「方針」について (非公表)</a>                           |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす  |   |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。本学府を含む各学部・学府がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部・学府教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。例えば、工学部・工学系学府のマップでは学部初年次の基幹教育から、学部専門教育、修士課程、博士後期課程に至る道筋を示し、必修や選択といった科目区分を色分けで示すなど、一覧性と簡潔さを重視したデザインを取り入れて作成した。 |   |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし  |   |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること  |  |          |    |
|---|--|----------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考       | 再掲 |
| [分析項目6-3-1]<br>教育課程の編成が、体系的を有していること   | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）                         |          |    |
|   | <a href="#">6-3-1-01 (22)カリキュラムマップ</a>                           |          |    |
|   | <a href="#">6-3-1-02 (22)工学部履修の手引き</a>                           | P48      |    |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | ・分野別第三者評価の結果   |          |    |
|   | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料                           |          |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (22)工学部ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー</a> |          | 再掲 |
| [分析項目6-3-3]<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること   | ・シラバス  |          |    |
|   | <a href="#">6-3-2-01 (00)シラバス</a>                                |          |    |
|   | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料                  |          |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・明文化された規定類   |          |    |
|   | <a href="#">6-3-3-01 (22)九州大学学部通則</a>                            | 第18条～22条 |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）                   |          |    |
|   | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料                                   |          |    |
|   | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料                               |          |    |
|   | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料                      |          |    |
|   | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料  |          |    |
|   | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料    |          |    |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5]<br/>         専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>               | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> |  |  |
|  |  |  |  |
|  | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>                       |  |  |
| <p>【特記事項】</p>  |  |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>            |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p> |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>  |  |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p>   |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p>  |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1]<br>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること   | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><a href="#">6-4-1-01 (22) 令和3年度授業日程</a>  |    |    |
| [分析項目6-4-2]<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><a href="#">6-4-1-01 (22) 令和3年度授業日程</a><br>・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a> |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-3]<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること   | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>  |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-4]<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること   | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)<br><a href="#">6-4-4 (22) 教育上主要と認める授業科目</a><br>・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>          |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-5]<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること  | ・CAP制に関する規定   |    |    |
| [分析項目6-4-6]<br>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること                                   | ・大学院学則  |    |    |
| [分析項目6-4-7]<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること                                   | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-4-8]<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること   | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料  |    |    |
| [分析項目6-4-9]<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること  | ・実施している配慮が確認できる資料   |    |    |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p>[分析項目6-4-10]<br/>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）                |  |  |
|  | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 |  |  |
|  | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料     |  |  |
|  | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料   |  |  |
|  |   |  |  |
| <p>[分析項目6-4-11]<br/>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>  | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料                          |  |  |
| <p>【特記事項】</p>  |   |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>                        |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>             |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>  |   |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p>   |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p>  |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること                              |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1]<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること         | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）  |    |    |
|   | <a href="#">6-5-1 (22)履修指導の実施状況</a>                                |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料                                |    |    |
| [分析項目6-5-2]<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること              | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）  |    |    |
|   | <a href="#">6-5-2 (22)学習相談の実施状況</a>                                |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料                                |    |    |
| [分析項目6-5-3]<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること                 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）                              |    |    |
|   | <a href="#">6-5-3 (22)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>                |    |    |
|   | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）             |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）                             |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4 (22)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>               |    |    |
|   | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料                                |    |    |
|   | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所                      |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-01 (22)シラバス(英文)</a>                              |    |    |
|   | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料                |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-02 (22)工学部・工学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて</a> |    |    |
|   | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料                        |    |    |
|   | ・学習支援の利用実績が確認できる資料   |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |



| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること                                      |   |                  |    |
|---|---|------------------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考               | 再掲 |
| [分析項目6-6-1]<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準  |                  |    |
|   | <a href="#">6-3-1-02 (22)工学部履修の手引き</a>                      | P6               | 再掲 |
| [分析項目6-6-2]<br>成績評価基準を学生に周知していること   | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 |                  |    |
|   | <a href="#">6-3-1-02 (22)工学部履修の手引き</a>                      | P6               | 再掲 |
| [分析項目6-6-3]<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること       | ・ 成績評価の分布表  |                  |    |
|   | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料               |                  |    |
|   | ・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料                                  |                  |    |
|   | <a href="#">6-3-1-02 (22)工学部履修の手引き</a>                      | P6               | 再掲 |
|   | <a href="#">6-6-3-01 (22)九州大学G P A制度に関する規程</a>              |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-3-02 (22)成績評価制度 (本学Webサイト)</a>              |                  |    |
|   | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料            |                  |    |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料                    |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-4-01 (22)工学部及び工学府における成績評価に係る異議申し立てについて</a>  |                  |    |
|   | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ                               |                  |    |
|   | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類               |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-4-02 (22)九州大学法人文書管理規程</a>                   | 別表2 大分類6<br>学務関係 |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| [分析項目 6-4-4]<br>「6-6-4-01_(22)工学部及び工学府における成績評価に係る異議申し立てについて」を掲示することにより、学生へ周知している。                 |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること   |   |            |    |
|--|---|------------|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考         | 再掲 |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること                         | ・卒業又は修了の要件を定めた規定  |            |    |
|  | <a href="#">6-7-1-01 (22)九州大学工学部規則</a>                                  | 第15条、15条の2 |    |
|  | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料               |            |    |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること                         | <a href="#">6-7-1-01 (22)九州大学工学部規則</a>                                  | 15条の2      | 再掲 |
|  | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準   |            |    |
| [分析項目6-7-2]<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料                                  |            |    |
|  |   |            |    |
| [分析項目6-7-3]<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること   | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |            |    |
|  | <a href="#">6-3-1-02 (22)工学部履修の手引き</a>                                  | P4         | 再掲 |
| [分析項目6-7-4]<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること                                    | ・教授会等での審議状況等の資料   |            |    |
|  |   |            |    |
|  | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等              |            |    |
|  | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料                     |            |    |
|  | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文                             |            |    |
| [分析項目6-7-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること  | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料                                      |            |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
|  |   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること     | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
|  |   |    |    |
| [分析項目6-8-3]<br>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                       | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 |    |    |
| [分析項目6-8-4]<br>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること      | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料        |    |    |
| [分析項目6-8-5]<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                             | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料                       |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること   |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1]<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること   | ・ 公表された学位授与方針<br><a href="#">6-1-1-01 (23)ポリシーの見直しについて (工学府)</a> |    |    |
| 【特記事項】  |  |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |  |    |    |
| [活動取組6-1-A]<br>工学府は、令和3年4月、学部から大学院修士課程までの連続性に配慮した学士・修士6年一貫型教育を実現し「工学のプロフェッショナルとして人類社会の課題解決に貢献できる」人材を育成することを目的とした改組により、従来の13専攻から11専攻体制となり、新専攻のカリキュラムポリシーに沿った科目を展開している。 | <a href="#">6-1-A-01 (23)工学府の改組について</a>                          |    |    |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす  |  |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】<br>・ 該当なし   |  |    |    |
| 【改善を要する事項】<br>・ 該当なし  |  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1]<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること   | ・公表された教育課程方針  |    |    |
|  | <a href="#">6-1-1-01 (23)ポリシーの見直しについて (工学府)</a>                 |    | 再掲 |
| [分析項目6-2-2]<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること   | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針  |    |    |
|  | <a href="#">6-1-1-01 (23)ポリシーの見直しについて (工学府)</a>                 |    | 再掲 |
| <b>【特記事項】</b>  |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。   |   |    |    |
| [活動取組6-2-A]<br>学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。本学府を含む各学部・学府がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部・学府教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。例えば、工学部・工学府のマップでは学部初年次の基幹教育から、学部専門教育、修士課程、博士後期課程に至る道筋を示し、必修や選択といった科目区分を色分けで示すなど、一覧性と簡潔さを重視したデザインを取り入れて作成した。            | <a href="#">6-2-A-01 (00)新入試・認証評価に向けた3ポリシー見直し「方針」について (非公表)</a> |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす  |   |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。本学府を含む各学部・学府がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部・学府教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。例えば、工学部・工学府のマップでは学部初年次の基幹教育から、学部専門教育、修士課程、博士後期課程に至る道筋を示し、必修や選択といった科目区分を色分けで示すなど、一覧性と簡潔さを重視したデザインを取り入れて作成した。 |   |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし  |   |    |    |



| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること  |   |                                      |    |
|---|---|--------------------------------------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                      | 備考                                   | 再掲 |
| [分析項目6-3-1]<br>教育課程の編成が、体系性を有していること   | ・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）             |                                      |    |
|   | <a href="#">6-3-1-01 (23)カリキュラムマップ</a>                |                                      |    |
|   | ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） |                                      |    |
|   | <a href="#">6-3-1-01 (23)カリキュラムマップ</a>                |                                      | 再掲 |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | <a href="#">6-3-1-02 (23)工学府履修の手引き</a>                | P7~14                                |    |
|   | ・ 分野別第三者評価の結果   |                                      |    |
|   | ・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料               |                                      |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (23)ポリシーの見直しについて (工学府)</a>       |                                      | 再掲 |
| [分析項目6-3-3]<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること   | ・ シラバス  |                                      |    |
|   | <a href="#">6-3-2-01 (00)シラバス</a>                     |                                      |    |
|   | ・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料      |                                      |    |
|   | <a href="#">6-3-3-01 (23)九州大学大学院通則</a>                | 第22条~25条、25条の2                       |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）       |                                      |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (23)ポリシーの見直しについて (工学府)</a>       | 各専攻の新カリキュラム・ポリシーの〈研究指導体制〉、〈学位論文審査体制〉 | 再掲 |
|   | ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料                       |                                      |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (23)ポリシーの見直しについて (工学府)</a>       | 各専攻の新カリキュラム・ポリシーの〈修士論文研究〉、〈博士論文研究〉   | 再掲 |
| ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料   |   |                                      |    |
| ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料  |   |                                      |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
|   |  |  |  |
|   | ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料   |  |  |
|   | <a href="#">6-3-4-01 (23) 国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程</a>         |  |  |
|   | <a href="#">6-3-4-02 (23) 九州大学研究者のための行動基準</a>                  |  |  |
|   | ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |  |  |
|   | <a href="#">6-3-4-03 (23) TA・RAのR2年度実績の配置科目数・延べ人数</a>          |  |  |
| [分析項目6-3-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること                           | ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ |  |  |
|   | ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料                       |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1]<br>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること   | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><a href="#">6-4-1-01 (23) 令和3年度授業日程</a>  |    |    |
| [分析項目6-4-2]<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><a href="#">6-4-1-01 (23) 令和3年度授業日程</a><br>・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a> |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-3]<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること   | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>  |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-4]<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること   | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)<br><a href="#">6-4-4 (23) 教育上主要と認める授業科目</a><br>・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>          |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-5]<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること  | ・CAP制に関する規定   |    |    |
| [分析項目6-4-6]<br>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること                                   | ・大学院学則  |    |    |
| [分析項目6-4-7]<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること                                   | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-4-8]<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること   | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料  |    |    |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-4-9]<br/>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>   | <p>・実施している配慮が確認できる資料</p>   |  |  |
| <p>[分析項目6-4-10]<br/>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>                |  |  |
|  | <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> |  |  |
|  | <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>     |  |  |
| <p>[分析項目6-4-11]<br/>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>  | <p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>                          |  |  |
| <p>【特記事項】</p>  |  |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>                        |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>             |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>  |  |  |  |
| <p>■ 当該基準を満たす</p>  |  |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p>   |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p>  |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること                              |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1]<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること         | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）  |    |    |
|   | <a href="#">6-5-1 (23)履修指導の実施状況</a>                                |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料                                |    |    |
| [分析項目6-5-2]<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること              | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）  |    |    |
|   | <a href="#">6-5-2 (23)学習相談の実施状況</a>                                |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料                                |    |    |
| [分析項目6-5-3]<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること                 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）                              |    |    |
|   | <a href="#">6-5-3 (23)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>                |    |    |
|   | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）             |    |    |
|   | <a href="#">6-5-3-01 (23)インターンシップ関係資料</a>                          |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）                             |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4 (23)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>               |    |    |
|   | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料                                |    |    |
|   | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所                      |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-01 (23)シラバス（英文）</a>                              |    |    |
|   | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料                |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-02 (23)工学部・工学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて</a> |    |    |
|   | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料                        |    |    |
| ・学習支援の利用実績が確認できる資料  |  |    |    |

|  |   |   |    |
|--|---|---|----|
| <b>【特記事項】</b>  |   |   |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。             |   |   |    |
| 該当なし   |   |   |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> |   |   |    |
| [活動取組6-5-A]<br>他の分野の考え方や視点を学んで視野を拓げるために履修する科目を、異分野科目として他専攻学生向けに全専攻で2科目ずつ開設し、必修化している。             | <a href="#">6-1-1-01 (23)ポリシーの見直しについて (工学府)</a> | P6, 17, 25, 35, 53, 64, 73, 84, 93, 102 | 再掲 |
|  | <a href="#">6-3-1-02 (23)工学府履修の手引き</a>          | P7, 9                                   | 再掲 |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  |   |   |    |
| ■ 当該基準を満たす   |   |   |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |   |   |    |
| 他の分野の考え方や視点を学んで視野を拓げるために履修する科目を、異分野科目として他専攻学生向けに全専攻で2科目ずつ開設し、必修化している。                            |   |   |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |   |   |    |
| 該当なし   |   |   |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること                                      |   |                  |    |
|---|---|------------------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考               | 再掲 |
| [分析項目6-6-1]<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準  |                  |    |
|   | <a href="#">6-3-1-02 (23)工学府履修の手引き</a>                      | P5               | 再掲 |
| [分析項目6-6-2]<br>成績評価基準を学生に周知していること   | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 |                  |    |
|   | <a href="#">6-3-1-02 (23)工学府履修の手引き</a>                      | P5               | 再掲 |
| [分析項目6-6-3]<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること       | ・ 成績評価の分布表  |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-3-01 (23)R2成績分布表 (非公表)</a>                  |                  |    |
|   | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料               |                  |    |
|   | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料                                    |                  |    |
|   | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料            |                  |    |
|   |   |                  |    |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料                    |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-4-01 (23)工学部及び工学府における成績評価に係る異議申し立てについて</a>  |                  |    |
|   | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ                               |                  |    |
|   | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類               |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-4-02 (23)九州大学法人文書管理規程</a>                   | 別表2 大分類6<br>学務関係 |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。                          |  |  |  |
| [分析項目6-6-3]<br>令和3年3月に成績評価の評語について、最高位の「基準を大きく超えて優秀である」に対して「A」から「S」とする見直しを行った。そのため、分析項目6-6-3は旧制度に基づく資料を提出している。 |  |  |  |
| [分析項目6-4-4]<br>「6-6-4-01_(23)工学部及び工学府における成績評価に係る異議申し立てについて」を掲示することにより、学生へ周知している。                              |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。             |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |



| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること   |   |              |    |  |
|--|---|--------------|----|--|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考           | 再掲 |  |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること                         | ・卒業又は修了の要件を定めた規定  |              |    |  |
|  | <a href="#">6-3-3-01 (23)九州大学大学院通則</a>                                  | 第27条～32条     | 再掲 |  |
|  | <a href="#">6-7-1-01 (23)九州大学大学院工学府規則</a>                               | 第12、13条      |    |  |
|  | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料               |              |    |  |
|  | <a href="#">6-7-1-02 (23)九州大学学位規則</a>                                   | 第10条～20条、22条 |    |  |
|  | <a href="#">6-7-1-01 (23)九州大学大学院工学府規則</a>                               | 第12、13条      | 再掲 |  |
| [分析項目6-7-2]<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準   |              |    |  |
|  | <a href="#">6-7-2-01 (23)学位論文審査の取扱内規</a>                                |              |    |  |
|  | <a href="#">6-7-2-02 (23)学位論文審査基準</a>                                   |              |    |  |
|  | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料                                  |              |    |  |
|  | <a href="#">6-7-1-02 (23)九州大学学位規則</a>                                   | 第10条～20条     | 再掲 |  |
|  | <a href="#">6-7-1-03 (23)九州大学教授会通則</a>                                  | 第3条          | 再掲 |  |
|  | <a href="#">6-7-2-01 (23)学位論文審査の取扱内規</a>                                |              | 再掲 |  |
|  | <a href="#">6-7-1-01 (23)九州大学大学院工学府規則</a>                               | 第12、15条      | 再掲 |  |
| [分析項目6-7-3]<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること   | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |              |    |  |
|  | <a href="#">6-3-1-02 (23)工学府履修の手引き</a>                                  | P5           | 再掲 |  |
| [分析項目6-7-4]<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること                                    | ・教授会等での審議状況等の資料   |              |    |  |
|  | <a href="#">6-7-4-01 (23) 代議員会資料（非公表）</a>                               |              |    |  |
|  | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等              |              |    |  |
|  | <a href="#">6-7-2-01 (23)学位論文審査の取扱内規</a>                                |              | 再掲 |  |
|  | <a href="#">6-7-2-02 (23)学位論文審査基準</a>                                   |              | 再掲 |  |
|  | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料                     |              |    |  |
|  | <a href="#">6-7-2-01 (23)学位論文審査の取扱内規</a>                                |              | 再掲 |  |
|  | <a href="#">6-7-2-02 (23)学位論文審査基準</a>                                   |              | 再掲 |  |
|  | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文                             |              |    |  |
|  | <a href="#">6-7-4-02 (23)学位論文に係る資料（非公表）</a>                             |              |    |  |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p>【分析項目6-7-5】<br/>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>  | <p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p> |  |  |
| <p>【特記事項】</p>  |   |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>            |   |  |  |
| <p>【分析項目6-7-4】<br/>分析項目6-7-4について、審査及び試験に合格した学生の修士学位論文にかかる資料は、件数が膨大であるため、訪問調査時の確認を希望する。</p>             |   |  |  |
|  |   |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |
|  |   |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>  |   |  |  |
| <p>■ 当該基準を満たす</p>  |   |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p>   |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p>  |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |  |    |    |
|--|--|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)                        |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>                              |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料   |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料  |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1-01 (23)令和2年度における学生の主な受賞・表彰状況について(工学府)</a>  |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)                                     |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>  |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL)  |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2-01 (23)学校基本調査「卒業後の状況調査票」</a>   |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)  |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2-02 (23)卒業(修了)生の活躍等が確認できる資料(JAXA若田光一宇宙飛行士及び古川聡宇宙飛行士の国際宇宙ステーション(ISS)長期滞在の決定について)</a> |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2-03 (23)卒業(修了)生の活躍等が確認できる資料(理系女子のためのキャリアパス講習会)</a>                                  |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2-04 (23)卒業(修了)生の活躍等が確認できる資料(VOICES OF WOMEN IN ENGINEERING)</a>                     |    |    |
| [分析項目6-8-3]<br>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                       | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料                        |    |    |
|  | <a href="#">6-8-3-01 (23)八大学アンケート 学府(非公表)</a>  |    |    |
| [分析項目6-8-4]<br>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること      | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料                               |    |    |
|  |  |    |    |
| [分析項目6-8-5]<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                             | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料  |    |    |
|  | <a href="#">6-8-5-01 (23)授業シラバスに関する意見聴取 所長クラス 学府(非公表)</a>  |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| [分析項目6-8-1~5]<br>工学府については、令和3年4月に設置し、令和5年度に完成年度を迎える専攻が含まれるため、学習成果に関する各分析項目については、一部分析できない。         |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1]<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること  | ・ 公表された学位授与方針<br><a href="#">6-1-1-01 (24)芸術工学部学位授与方針</a> |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし     |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。<br>該当なし |   |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす                                      |   |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>該当なし   |   |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし  |   |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること   |  |    |          |
|---|--|----|----------|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲       |
| [分析項目6-2-1]<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること  | ・公表された教育課程方針<br><a href="#">6-2-1-01 (24)芸術工学部教育課程方針</a>   |    |          |
| [分析項目6-2-2]<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること  | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針<br><a href="#">6-1-1-01 (24)芸術工学部学位授与方針</a><br><a href="#">6-2-1-01 (24)芸術工学部教育課程方針</a> |    | 再掲<br>再掲 |
| <b>【特記事項】</b>   |  |    |          |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし  |  |    |          |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>  |  |    |          |
| [活動取組6-2-A]<br>学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。本学部を含む各学部・学府がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部・学府教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。            | <a href="#">6-2-A-01 (00)新入試・認証評価に向けた3ポリシー見直し「方針」について（非公表）</a>   |    |          |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす   |  |    |          |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。本学部を含む各学部・学府がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部・学府教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。 |  |    |          |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし   |  |    |          |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること  |   |                                   |    |
|---|---|-----------------------------------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考                                | 再掲 |
| [分析項目6-3-1]<br>教育課程の編成が、体系的を有していること   | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）                      |                                   |    |
|   | <a href="#">6-3-1-01 (24)芸術工学部カリキュラムマップ</a>                   |                                   |    |
|   | <a href="#">6-3-1-02 (24)芸術工学部科目ナンバリング</a>                    |                                   |    |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）          |                                   |    |
|   | <a href="#">6-3-1-03 (24)2021年度九州大学芸術工学部学生便覧</a>              | P9-12, 16-19, 23-26, 30-33, 37-40 |    |
|   | ・分野別第三者評価の結果  |                                   |    |
| [分析項目6-3-3]<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること   | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料                        |                                   |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (24)芸術工学部学位授与方針</a>                      |                                   | 再掲 |
|   | ・シラバス   |                                   |    |
|   | <a href="#">6-3-2-01 (00)シラバス</a>                             |                                   |    |
|   | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料               |                                   |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・明文文化された規定類   |                                   |    |
|   | <a href="#">6-3-3-01 (24)九州大学学部通則</a>                         | 第21条、第22条                         |    |
|   | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）                |                                   |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料                                |                                   |    |
|   | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料                            |                                   |    |
|   | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料                   |                                   |    |
|   | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料   |                                   |    |
|   | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |                                   |    |
|   |   |                                   |    |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>【分析項目6-3-5】<br/>         専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>               | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> |  |  |
|  | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>                       |  |  |
| <p>【特記事項】</p>  |  |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>            |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p> |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>  |  |  |  |
| <p>■ 当該基準を満たす</p>  |  |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p>   |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p>  |  |  |  |
| <p>該当なし</p>  |  |  |  |



| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること  |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1]<br>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること   | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><a href="#">6-4-1-01 (24)令和3年度学年暦</a>   |    |    |
| [分析項目6-4-2]<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><a href="#">6-4-2-01 (24)令和3年度芸術工学部・芸術工学府授業日程</a><br>・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00)シラバス</a> |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-3]<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること   | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)<br><a href="#">6-3-2-01 (00)シラバス</a>  |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-4]<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること   | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)<br><a href="#">6-4-4 (24)教育上主要と認める授業科目</a><br>・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00)シラバス</a>                     |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-5]<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること  | ・CAP制に関する規定  |    |    |
| [分析項目6-4-6]<br>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること                                   | ・大学院学則   |    |    |
| [分析項目6-4-7]<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること                                   | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料  |    |    |
| [分析項目6-4-8]<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること   | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-4-9]<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること  | ・実施している配慮が確認できる資料  |    |    |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p>[分析項目6-4-10]<br/>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）                |  |  |
|  | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 |  |  |
|  | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料     |  |  |
|  | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料   |  |  |
|  |   |  |  |
| <p>[分析項目6-4-11]<br/>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>  | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料                          |  |  |
| <p>【特記事項】</p>  |   |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>                        |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>             |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>  |   |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p>   |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p>  |   |  |  |
| <p>該当なし</p>  |   |  |  |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること                              |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1]<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること         | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）  |    |    |
|   | <a href="#">6-5-1 (24)履修指導の実施状況</a>                                      |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料                                      |    |    |
| [分析項目6-5-2]<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること              | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）  |    |    |
|   | <a href="#">6-5-2 (24)学習相談の実施状況</a>                                      |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料                                      |    |    |
| [分析項目6-5-3]<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること                 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）                                    |    |    |
|   | <a href="#">6-5-3 (24)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>                      |    |    |
|   | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）                   |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）                                   |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4 (24)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>                     |    |    |
|   | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料                                      |    |    |
|   | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所                            |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-01 (24)九州大学芸術工学部ウェブサイト（英語時間割掲載）</a>                    |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-02 (24)九州大学シラバス検索システム（英語サイト）</a>                       |    |    |
|   | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料                      |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-03 (24)芸術工学部（府）における障害のある学生に対する受験上及び入学後の修学支援の流れについて</a> |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-04 (24)九州大学芸術工学部及び九州大学大学院芸術工学府における長期履修制度に係る内規</a>      |    |    |
|   | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料                              |    |    |
| ・学習支援の利用実績が確認できる資料  |  |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること                                      |   |              |    |
|---|---|--------------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考           | 再掲 |
| [分析項目6-6-1]<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準  |              |    |
|   | <a href="#">6-3-3-01 (24)九州大学学部通則</a>                       | 第17条の3       | 再掲 |
| [分析項目6-6-2]<br>成績評価基準を学生に周知していること   | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 |              |    |
|   | <a href="#">6-3-1-03 (24)2021年度九州大学芸術工学部学生便覧</a>            | P48          | 再掲 |
| [分析項目6-6-3]<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること       | ・ 成績評価の分布表  |              |    |
|   | <a href="#">6-6-3-01 (24)成績評価の分布(非公表)</a>                   |              |    |
|   | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料               |              |    |
|   | <a href="#">6-6-3-02 (24)芸術工学部学務専門委員会議事要旨(非公表)</a>          |              |    |
|   | ・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料                                  |              |    |
|   | <a href="#">6-6-3-03 (24)九州大学G P A制度に関する規程</a>              |              |    |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | <a href="#">6-6-3-04 (24)成績評価(G P A)制度(九州大学Webサイト該当ページ)</a> |              |    |
|   | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料             |              |    |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料                    |              |    |
|   | <a href="#">6-3-1-03 (24)2021年度九州大学芸術工学部学生便覧</a>            | P48          | 再掲 |
|   | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ                               |              |    |
|   | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類               |              |    |
|   | <a href="#">6-6-4-01 (24)九州大学法人文書管理規程</a>                   | 別表2 大分類6学務関係 |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。                          |  |  |  |
| 【分析項目6-6-3】<br>令和3年3月に成績評価の評語について、最高位の「基準を大きく超えて優秀である」に対して「A」から「S」とする見直しを行った。そのため、分析項目6-6-3は旧制度に基づく資料を提出している。 |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。             |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること  |   |      |    |
|---|---|------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考   | 再掲 |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること                        | ・卒業又は修了の要件を定めた規定  |      |    |
|   | <a href="#">6-7-1-01 (24)九州大学芸術工学部規則</a>                                | 第9条  |    |
|   | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料               |      |    |
|   | <a href="#">6-7-1-02 (24)九州大学芸術工学部教授会内規</a>                             | 第2条  |    |
| [分析項目6-7-2]<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準   |      |    |
|   | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料                                  |      |    |
| [分析項目6-7-3]<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること  | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |      |    |
|   | <a href="#">6-3-1-03 (24)2021年度九州大学芸術工学部学生便覧</a>                        | P112 | 再掲 |
| [分析項目6-7-4]<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること                                   | ・教授会等での審議状況等の資料   |      |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等              |      |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料                     |      |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文                             |      |    |
|   |   |      |    |
| [分析項目6-7-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること   | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料                                      |      |    |
|   |   |      |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |



| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
|  |   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること     | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
|  |   |    |    |
| [分析項目6-8-3]<br>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                       | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 |    |    |
| [分析項目6-8-4]<br>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること      | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料        |    |    |
| [分析項目6-8-5]<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                             | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料                       |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること  |  |    |    |
|--|--|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1]<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること  | ・ 公表された学位授与方針<br><a href="#">6-1-1-01 (26) システム情報科学府学位授与方針</a> |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |  |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし     |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。<br>該当なし |  |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす                                      |  |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>該当なし   |  |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし  |  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること   |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1]<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること  | ・公表された教育課程方針   |    |    |
|   | <a href="#">6-2-1-01 (26) システム情報科学府教育課程方針</a>                    |    |    |
| [分析項目6-2-2]<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること  | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針   |    |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (26) システム情報科学府学位授与方針</a>                    |    | 再掲 |
|   | <a href="#">6-2-1-01 (26) システム情報科学府教育課程方針</a>                    |    | 再掲 |
| <b>【特記事項】</b>   |  |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。  |  |    |    |
| 該当なし  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |  |    |    |
| [活動取組6-2-A]<br>学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。本学府を含む各学部・学府がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部・学府教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。例えば、工学部・システム情報科学府のマップでは学部初年次の基幹教育から、学部専門教育、修士課程、博士後期課程に至る道筋を示し、必修や選択といった科目区分を色分けで示すなど、一覧性と簡潔さを重視したデザインを取り入れて作成した。 | <a href="#">6-2-A-01 (00) 新入試・認証評価に向けた3ポリシー見直し「方針」について (非公表)</a> |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |    |    |
| ■ 当該基準を満たす  |  |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |    |    |
| 学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。本学府を含む各学部・学府がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部・学府教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。例えば、工学部・システム情報科学府のマップでは学部初年次の基幹教育から、学部専門教育、修士課程、博士後期課程に至る道筋を示し、必修や選択といった科目区分を色分けで示すなど、一覧性と簡潔さを重視したデザインを取り入れて作成した。                |  |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |    |    |
| 該当なし  |  |    |    |



| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること  |   |                                  |    |
|---|---|----------------------------------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考                               | 再掲 |
| [分析項目6-3-1]<br>教育課程の編成が、体系的を有していること   | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）                    |                                  |    |
|   | <a href="#">6-3-1-01 (26) 工学部電気情報工学科・システム情報科学府カリキュラムマップ</a> |                                  |    |
|   | <a href="#">6-3-1-02 (26) 工学部電気情報工学科・システム情報科学府修士課程履修モデル</a> |                                  |    |
|   | <a href="#">6-3-1-03 (26) システム情報科学府博士後期課程履修モデル</a>          |                                  |    |
|   | <a href="#">6-3-1-04 (26) システム情報科学府履修の手引</a>                | 10～33、37～38、40、42～57、60～61、63ページ |    |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）        |                                  |    |
|   | <a href="#">6-3-1-04 (26) システム情報科学府履修の手引</a>                | 6～66ページ                          | 再掲 |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | ・分野別第三者評価の結果  |                                  |    |
|   | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料                      |                                  |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (26) システム情報科学府学位授与方針</a>               | 1ページ                             | 再掲 |
|   | ・シラバス   |                                  |    |
|   | <a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>                          |                                  |    |
| [分析項目6-3-3]<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること   | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料             |                                  |    |
|   | ・明文化された規定類  |                                  |    |
|   | <a href="#">6-3-3-01 (26) 九州大学大学院通則</a>                     | 第22条～25条、25条の2                   |    |
|   | <a href="#">6-3-3-02 (26) 九州大学大学院システム情報科学府規則</a>            | 第10～12条                          |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）              |                                  |    |
|   | <a href="#">6-2-1-01 (26) システム情報科学府教育課程方針</a>               |                                  | 再掲 |
|   | <a href="#">6-3-4-01 (26) アドバイザリ委員会に関する内規</a>               |                                  |    |
|   | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料                              |                                  |    |
|   | <a href="#">6-3-4-02 (26) 大学院生研究活動ポートフォリオ例</a>              |                                  |    |
|   | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料                          |                                  |    |
|   | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料                 |                                  |    |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  |   |  |  |
|  | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料   |  |  |
|  | <a href="#">6-3-4-03 (26) 国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程</a>            |  |  |
|  | <a href="#">6-3-4-04 (26) 九州大学研究者のための行動基準</a>                     |  |  |
|  | <a href="#">6-3-4-05 (26) 九州大学研究者のための行動基準 (英語版)</a>               |  |  |
|  | ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料 |  |  |
| [分析項目6-3-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること                  | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ     |  |  |
|  | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料                           |  |  |
| <b>【特記事項】</b>  |   |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。     |   |  |  |
| 該当なし   |   |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |   |  |  |
| 該当なし   |   |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  |   |  |  |
| ■ 当該基準を満たす   |   |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |   |  |  |
| 該当なし   |   |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |   |  |  |
| 該当なし   |   |  |  |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること  |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1]<br>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること   | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><a href="#">6-4-1-01 (26) 令和3年度工学部等学年暦および授業日程</a>   |    |    |
| [分析項目6-4-2]<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><a href="#">6-4-1-01 (26) 令和3年度工学部等学年暦および授業日程</a><br>・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>  |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-3]<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること   | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>   |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-4]<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること   | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)<br><a href="#">6-4-4 (26) 教育上主要と認める授業科目</a><br>・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>   |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-5]<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること  | ・CAP制に関する規定  |    |    |
| [分析項目6-4-6]<br>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること                                   | ・大学院学則   |    |    |
| [分析項目6-4-7]<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること                                   | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料  |    |    |
| [分析項目6-4-8]<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること   | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-4-9]<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること  | ・実施している配慮が確認できる資料  |    |    |
| [分析項目6-4-10]<br>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること                      | ・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)<br>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料<br>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
|   |  |  |  |
|   | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料                              |  |  |
| [分析項目6-4-11]<br>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること   | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 |  |  |
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること                              |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1]<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること         | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）   |    |    |
|   | <a href="#">6-5-1 (26) 履修指導の実施状況</a>                                  |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料                                   |    |    |
| [分析項目6-5-2]<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること              | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）   |    |    |
|   | <a href="#">6-5-2 (26) 学習相談の実施状況</a>                                  |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料                                   |    |    |
| [分析項目6-5-3]<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること                 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）                                 |    |    |
|   | <a href="#">6-5-3 (26) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>                  |    |    |
|   | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）                |    |    |
|   | <a href="#">6-5-3-01 (26) インターンシップ（システム情報科学府）</a>                     |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）                                |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4 (26) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>                 |    |    |
|   | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料                                   |    |    |
|   | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所                         |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-01-(26) システム情報科学府シラバス（英語版）</a>                      |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-02 (26) 時間割英語版</a>                                  |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-03 (26) 履修の手引（英語版）</a>                              |    |    |
|   | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料                   |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-04 (26) システム情報科学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて</a> |    |    |
|   | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料                           |    |    |
| ・学習支援の利用実績が確認できる資料  |   |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること                                      |  |              |    |
|---|--|--------------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考           | 再掲 |
| [分析項目6-6-1]<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準   |              |    |
|   | <a href="#">6-3-3-02 (26) 九州大学大学院システム情報科学府規則</a>             | 第8条          | 再掲 |
| [分析項目6-6-2]<br>成績評価基準を学生に周知していること   | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所  |              |    |
|   | <a href="#">6-3-1-04 (26) システム情報科学府履修の手引</a>                 | 2ページ         | 再掲 |
| [分析項目6-6-3]<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること       | ・ 成績評価の分布表   |              |    |
|   | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料                |              |    |
|   | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料                                     |              |    |
|   | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料             |              |    |
|   |  |              |    |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料                     |              |    |
|   | <a href="#">6-6-4-01 (26) システム情報科学府における成績評価に係る異議申し立てについて</a> |              |    |
|   | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ                                |              |    |
|   | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類                |              |    |
|   | <a href="#">6-6-4-02 (26) 九州大学法人文書管理規程</a>                   | 別表第2「6 学務関係」 |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| [分析項目 6-4-4]<br>「6-6-4-01_(26) システム情報科学府における成績評価に係る異議申し立てについて」を掲示することにより、学生へ周知している。               |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |



| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること   |   |                  |    |
|--|---|------------------|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考               | 再掲 |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること                         | ・卒業又は修了の要件を定めた規定  |                  |    |
|  | <a href="#">6-3-3-01 (26) 九州大学大学院通則</a>                                 | 第27~32条          | 再掲 |
|  | <a href="#">6-3-3-02 (26) 九州大学大学院システム情報科学府規則</a>                        | 第6, 13, 14条、別表第一 | 再掲 |
|  | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料               |                  |    |
|  | <a href="#">6-7-1-01 (26) 九州大学学位規則</a>                                  | 第10~20条、22条      |    |
|  | <a href="#">6-7-1-02 (26) 九州大学教授会通則</a>                                 | 第3条              |    |
| [分析項目6-7-2]<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること | <a href="#">6-7-1-03 (26) 九州大学大学院システム情報科学府教授会内規</a>                     | 第2, 8条、別表        |    |
|  | ・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準   |                  |    |
|  | <a href="#">6-7-1-01 (26) 九州大学学位規則</a>                                  | 第10~20条          | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-2-01 (26) 九州大学大学院システム情報科学府博士学位論文審査基準</a>                |                  |    |
|  | <a href="#">6-7-2-02 (26) 九州大学大学院システム情報科学府課程博士(甲)の学位論文審査の取扱内規</a>       |                  |    |
|  | <a href="#">6-7-2-03 (26) 九州大学大学院システム情報科学府論文博士(乙)の学位論文審査の取扱内規</a>       |                  |    |
|  | <a href="#">6-7-2-04 (26) 九州大学大学院システム情報科学府修士学位論文審査基準</a>                |                  |    |
|  | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料                                  |                  |    |
|  | <a href="#">6-7-1-01 (26) 九州大学学位規則</a>                                  | 第10~20条          | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-1-02 (26) 九州大学教授会通則</a>                                 | 第3条              | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-1-03 (26) 九州大学大学院システム情報科学府教授会内規</a>                     | 第2, 8条、別表        | 再掲 |
| [分析項目6-7-3]<br>策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること   | ・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |                  |    |
|  | <a href="#">6-7-3-01 (26) システム情報科学府ウェブサイト教務関係URLおよびコンテンツ</a>            |                  |    |
|  | <a href="#">6-3-1-04 (26) システム情報科学府履修の手引</a>                            | 3~4ページ           | 再掲 |
| [分析項目6-7-4]<br>卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること                                    | ・教授会等での審議状況等の資料   |                  |    |
|  | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等              |                  |    |
|  | <a href="#">6-7-2-01 (26) 九州大学大学院システム情報科学府博士学位論文審査基準</a>                |                  | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-2-02 (26) 九州大学大学院システム情報科学府課程博士(甲)の学位論文審査の取扱内規</a>       |                  | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-2-03 (26) 九州大学大学院システム情報科学府論文博士(乙)の学位論文審査の取扱内規</a>       |                  | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-2-04 (26) 九州大学大学院システム情報科学府修士学位論文審査基準</a>                |                  | 再掲 |
|  | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料                     |                  |    |

|   |   |  |    |
|---|---|--|----|
|   | <a href="#">6-7-2-01 (26) 九州大学大学院システム情報科学府博士学位論文審査基準</a>          |  | 再掲 |
|   | <a href="#">6-7-2-02 (26) 九州大学大学院システム情報科学府課程博士(甲)の学位論文審査の取扱内規</a> |  | 再掲 |
|   | <a href="#">6-7-2-03 (26) 九州大学大学院システム情報科学府論文博士(乙)の学位論文審査の取扱内規</a> |  | 再掲 |
|   | <a href="#">6-7-2-04 (26) 九州大学大学院システム情報科学府修士学位論文審査基準</a>          |  | 再掲 |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文                       |  |    |
| [分析項目6-7-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること   | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料                                |  |    |
| <b>【特記事項】</b>   |   |  |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |   |  |    |
| 該当なし  |   |  |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |   |  |    |
| 該当なし  |   |  |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |   |  |    |
| ■ 当該基準を満たす  |   |  |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |   |  |    |
| 該当なし  |   |  |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |   |  |    |
| 該当なし  |   |  |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
|  |   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること     | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
|  |   |    |    |
| [分析項目6-8-3]<br>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                       | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 |    |    |
| [分析項目6-8-4]<br>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること      | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料        |    |    |
| [分析項目6-8-5]<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                             | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料                       |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 設置のため)   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 設置のため)   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること  |   |       |    |
|--|---|-------|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                      | 備考    | 再掲 |
| [分析項目6-1-1]<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること  | ・ 公表された学位授与方針<br><a href="#">6-1-1-01 (27) 3 ポリシー</a> | P1~P6 |    |
| <b>【特記事項】</b>  |   |       |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし     |   |       |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。<br>該当なし |   |       |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす                                      |   |       |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>該当なし   |   |       |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし  |   |       |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること   |  |        |    |
|---|--|--------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄   | 備考     | 再掲 |
| [分析項目6-2-1]<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること  | ・公表された教育課程方針   |        |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (27) 3ポリシー</a>                              | P7~P13 | 再掲 |
| [分析項目6-2-2]<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること  | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針   |        |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (27) 3ポリシー</a>                              | P1~P13 | 再掲 |
| <b>【特記事項】</b>   |  |        |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし  |  |        |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |  |        |    |
| [活動取組6-2-A]<br>学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。本学府を含む各学部・学府がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部・学府教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。例えば、工学部・総合理工学府のマップでは学部初年次の基幹教育から、学部専門教育、修士課程、博士後期課程に至る道筋を示し、必修や選択といった科目区分を色分けで示すなど、一覧性と簡潔さを重視したデザインを取り入れて作成した。            | <a href="#">6-2-A-01 (00) 新入試・認証評価に向けた3ポリシー見直し「方針」について (非公表)</a> |        |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす   |  |        |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。本学府を含む各学部・学府がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部・学府教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。例えば、工学部・総合理工学府のマップでは学部初年次の基幹教育から、学部専門教育、修士課程、博士後期課程に至る道筋を示し、必修や選択といった科目区分を色分けで示すなど、一覧性と簡潔さを重視したデザインを取り入れて作成した。 |  |        |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし   |  |        |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること  |   |                |    |
|---|---|----------------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考             | 再掲 |
| [分析項目6-3-1]<br>教育課程の編成が、体系的を有していること   | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）  |                |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (27) 3 ポリシー</a>  | P7~P13         | 再掲 |
|   | <a href="#">6-3-1-01 (27) 履修モデル</a>   |                |    |
|   | <a href="#">6-3-1-02 (27) 教育課程の概要</a>   |                |    |
|   | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）                              |                |    |
|   | <a href="#">6-3-1-03 (27) 総合理工学府シラバス</a><br><a href="#">6-3-1-02 (27) 教育課程の概要</a> |                | 再掲 |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | ・分野別第三者評価の結果  |                |    |
|   | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料  |                |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (27) 3 ポリシー</a>  | P2             | 再掲 |
|   | ・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>                                       |                |    |
|   | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料                                   |                |    |
| [分析項目6-3-3]<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること   | ・明文化された規定類  |                |    |
|   | <a href="#">6-3-3-01 (27) 九州大学大学院通則</a>   | 第22条~25条、25条の2 |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）                                    |                |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (27) 3 ポリシー</a>  | P9             | 再掲 |
|   | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料  |                |    |
|   | <a href="#">6-1-1-01 (27) 3 ポリシー</a>  | P10            | 再掲 |
|   | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料  |                |    |
|   | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料                                       |                |    |
|   | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料<br><a href="#">6-3-4-01 (27) 国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程</a>     |                |    |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
|   | <a href="#">6-3-4-02 (27)九州大学研究者のための行動基準 (日本語)</a>                      |  |  |
|   | <a href="#">6-3-4-03 (27)九州大学研究者のための行動基準 (英語)</a>                       |  |  |
|   | ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、 T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 |  |  |
| [分析項目6-3-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること                           | ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料 (コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ        |  |  |
|   | ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料                                |  |  |
| <b>【特記事項】</b>   |   |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |   |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |   |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |



| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1]<br>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること   | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)   |    |    |
|   | <a href="#">6-4-1-01 (27) 令和3年度学年暦(総理工)</a>                                 |    |    |
|   | <a href="#">6-4-1-02 (27) 令和3年度授業・試験日程</a>                                  |    |    |
| [分析項目6-4-2]<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)   |    |    |
|   | <a href="#">6-4-1-02 (27) 令和3年度授業・試験日程</a>                                  |    | 再掲 |
|   | ・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>                                 |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-3]<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること   | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)                                      |    |    |
|   | <a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>  |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-4]<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること   | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)   |    |    |
|   | <a href="#">6-4-4 (27) 教育上主要と認める授業科目</a>                                    |    |    |
|   | ・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00) シラバス</a>                                 |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-5]<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること  | ・CAP制に関する規定   |    |    |
| [分析項目6-4-6]<br>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること                                   | ・大学院学則  |    |    |
| [分析項目6-4-7]<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること                                   | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-4-8]<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること   | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料  |    |    |
| [分析項目6-4-9]<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること  | ・実施している配慮が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-4-10]<br>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること                      | ・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)                |    |    |
|   | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 |    |    |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
|   | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 |  |  |
|   | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料   |  |  |
| [分析項目6-4-11]<br>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること   | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料                      |  |  |
| <b>【特記事項】</b>   |   |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |   |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |   |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること   |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1]<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること                            | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）   |    |    |
|  | <a href="#">6-5-1 (27)履修指導の実施状況</a>                               |    |    |
|  | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料                               |    |    |
| [分析項目6-5-2]<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること                                 | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）   |    |    |
|  | <a href="#">6-5-2 (27)学習相談の実施状況</a>                               |    |    |
|  | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料                               |    |    |
| [分析項目6-5-3]<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること                                    | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）                             |    |    |
|  | <a href="#">6-5-3 (27)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>               |    |    |
|  | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）            |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること                    | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）                            |    |    |
|  | <a href="#">6-5-4 (27)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>              |    |    |
|  | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料                               |    |    |
|  | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所                     |    |    |
|  | <a href="#">6-5-4-01 (27)Campusmate</a>                           |    |    |
|  | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料               |    |    |
|  | <a href="#">6-5-4-02 (27)総合理工学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて</a> |    |    |
|  | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料                       |    |    |
|  | ・学習支援の利用実績が確認できる資料  |    |    |
|  |   |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 |   |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>ノートテーカーについては、今まで要望がないため実績なし。  |   |    |    |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>  |   |  |  |
| <p>[活動取組6-5-A]<br/>九州大学総合理工学府、上海交通大学大学院（中国）、釜山大学校工学府（韓国）の間で2011年度から始まった大学院協働教育プログラムは2020年度までにダブル・ディグリー145名の修了生を輩出した。また、2019年度からは新たに国立台湾科技大学工程学院・電気情報学院・応用科学院（台湾）とダブル・ディグリー協定を締結し、2020年度には8名が入学した。</p> | 6-5-A-01 (27) <a href="#">キャンパスアジアプログラムパンフレット</a>                     |  |  |
|   | 6-5-A-02 (27) <a href="#">上海交通大学大学院（中国）・国立釜山大学校工学府（韓国）協定書（非公表）</a>    |  |  |
|   | 6-5-A-03 (27) <a href="#">国立釜山大学校工学府（韓国）協定書（非公表）</a>                  |  |  |
|   | 6-5-A-04 (27) <a href="#">国立台湾科技大学工程学院、電気情報学院および応用科学院（台湾）協定書（非公表）</a> |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>   |   |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>  |   |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>   |   |  |  |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること  |   |                  |    |
|---|---|------------------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考               | 再掲 |
| [分析項目6-6-1]<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること                           | ・ 成績評価基準  |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-1-01 (27)総合理工学府要項</a>                       | P3 : 8条2項        |    |
| [分析項目6-6-2]<br>成績評価基準を学生に周知していること   | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-1-01 (27)総合理工学府要項</a>                       | P23              | 再掲 |
| [分析項目6-6-3]<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること                                 | ・ 成績評価の分布表  |                  |    |
|   | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料               |                  |    |
|   | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料                                    |                  |    |
|   | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料            |                  |    |
|   |   |                  |    |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料                    |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-4-01 (27)成績評価に関する異議申立書</a>                  |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-4-02 (27)成績評価の異議申立等について (HP掲載記載)</a>        |                  |    |
|   | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ                               |                  |    |
|   | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類               |                  |    |
|   | <a href="#">6-6-4-03 (27)九州大学法人文書管理規程</a>                   | 別表2 大分類6<br>学務関係 |    |
| 【特記事項】  |   |                  |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし              |   |                  |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。<br>該当なし |   |                  |    |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす  |   |                  |    |

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること   |   |           |    |
|--|---|-----------|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考        | 再掲 |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること                         | ・卒業又は修了の要件を定めた規定  |           |    |
|  | <a href="#">6-1-1-01 (27) 3ポリシー</a>                                     | P7~P13    | 再掲 |
|  | <a href="#">6-3-3-01 (27) 九州大学大学院通則</a>                                 | 第27条~32条  | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-1-01 (27) 九州大学大学院総合理工学府規則</a>                           | 第13条~第14条 |    |
|  | <a href="#">6-7-1-02 (27) 九州大学大学院総合理工学府修士学位論文審査基準</a>                   |           |    |
|  | <a href="#">6-7-1-03 (27) 九州大学大学院総合理工学府博士学位論文審査基準</a>                   |           |    |
|  | <a href="#">6-7-1-04 (27) 修士課程の修了要件に関する申し合わせ(非公表)</a>                   |           |    |
|  | <a href="#">6-7-1-05 (27) 修士(優れた業績)報告書様式(総理工)</a>                       |           |    |
|  | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料               |           |    |
|  | <a href="#">6-7-1-01 (27) 九州大学大学院総合理工学府規則</a>                           | 第13条~第14条 | 再掲 |
| <a href="#">6-7-1-06 (27) 九州大学学位規則</a>   | 第10条~20条、22条  |           |    |
| <a href="#">6-7-1-07 (27) 九州大学教授会通則</a>  | 第3条   |           |    |
| [分析項目6-7-2]<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること | ・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準   |           |    |
|  | <a href="#">6-1-1-01 (27) 3ポリシー</a>                                     | P10       | 再掲 |
|  | <a href="#">6-3-3-01 (27) 九州大学大学院通則</a>                                 | 第27条~32条  | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-1-02 (27) 九州大学大学院総合理工学府修士学位論文審査基準</a>                   |           | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-1-03 (27) 九州大学大学院総合理工学府博士学位論文審査基準</a>                   |           | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-2-01 (27) 総理工博士(第5条規定)論文審査要領</a>                        |           |    |
|  | <a href="#">6-7-2-02 (27) 総理工博士(第16条規定)論文審査要領</a>                       |           |    |
|  | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料                                  |           |    |
|  | <a href="#">6-7-1-06 (27) 九州大学学位規則</a>                                  | 第10条~20条  | 再掲 |
|  | <a href="#">6-7-1-07 (27) 九州大学教授会通則</a>                                 | 第3条       | 再掲 |
| [分析項目6-7-3]<br>策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること   | ・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |           |    |
|  | <a href="#">6-1-1-01 (27) 3ポリシー</a>                                     | P7~P13    | 再掲 |
| [分析項目6-7-4]<br>卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること                                    | ・教授会等での審議状況等の資料   |           |    |
|  | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等              |           |    |
|  | <a href="#">6-1-1-01 (27) 3ポリシー</a>                                     | P10       | 再掲 |

|  |   |     |    |
|--|---|-----|----|
|  | <専門職学位課程を除く大学院課程の分析><br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料<br><br><a href="#">6-1-1-01 (27) 3 ポリシー</a> | P10 | 再掲 |
|  | <専門職学位課程を除く大学院課程の分析><br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文   |     |    |
| [分析項目6-7-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること  | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料  |     |    |
| <b>【特記事項】</b>  |   |     |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし     |   |     |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。<br>該当なし |   |     |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす                                      |   |     |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>該当なし   |   |     |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし  |   |     |    |



| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
|  |   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること     | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
|  |   |    |    |
| [分析項目6-8-3]<br>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                       | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 |    |    |
| [分析項目6-8-4]<br>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること      | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料        |    |    |
| [分析項目6-8-5]<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                             | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料                       |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。         |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。     |   |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)                             |   |    |    |

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |  |  |    |    |
|---|-----------|--|--|----|----|
| 【特記事項】  |           |  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |  |  |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 |  |  | 備考 | 再掲 |
|   |           |  |  |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |  |  |    |    |
|   |           |  |  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |  |  |    |    |
|---|-----------|--|--|----|----|
| 【特記事項】  |           |  |  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |  |  |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 |  |  | 備考 | 再掲 |
|   |           |  |  |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |  |  |    |    |
|   |           |  |  |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |  |
|---|-----------|----|----|--|
| 【特記事項】  |           |    |    |  |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |  |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |  |
|   |           |    |    |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |  |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |



| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること |  |  |  |
|---|--|--|--|
|---|--|--|--|

| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
|--|---|----|----|
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                  | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |   |    |    |
|  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること                     |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること                 |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。                |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |           |    |    |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。    |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                  |           |    |    |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること          |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること    |           |    |    |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】  |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 |           |    |    |
| 活動取組  | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|   |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                               |           |    |    |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること |           |    |    |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】   |           |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |           |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|  |           |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】                                |           |    |    |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| 【特記事項】   |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。  |   |    |    |
| 活動取組   | 根拠資料・データ欄   | 備考 | 再掲 |
|  |   |    |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |    |    |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること  |                  |    |    |
|--|------------------|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1]<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること                                      | ・公表された学位授与方針     |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |                  |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。     |                  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |                  |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)                         |                  |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>該当なし   |                  |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし  |                  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1]<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること  | ・公表された教育課程方針  |    |    |
|   | <a href="#">5-1-1-01 アドミッション・ポリシー (CP・DP含む)</a>                 |    | 再掲 |
| [分析項目6-2-2]<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること  | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針  |    |    |
|   | <a href="#">5-1-1-01 アドミッション・ポリシー (CP・DP含む)</a>                 |    | 再掲 |
| <b>【特記事項】</b>   |   |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。<br>該当なし  |   |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。   |   |    |    |
| [活動取組6-2-A]<br>学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。各学部等がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部等教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。例えば、工学部・工学系学府のマップでは学部初年次の基幹教育から、学部専門教育、修士課程、博士後期課程に至る道筋を示し、必修や選択といった科目区分を色分けで示すなど、一覧性と簡潔さを重視したデザインを取り入れて作成した。   | <a href="#">6-2-A-01 (00)新入試・認証評価に向けた3ポリシー見直し「方針」について (非公表)</a> |    |    |
| [活動取組6-2-B]<br>全学共通の基幹教育では、新たな知や技能を創出し、未知の問題を解決していく上での幹となる「ものの見方・考え方・学び方」を学び、生涯にわたって自律的に学び続けるアクティブ・ラーナーの育成を目指し、初年次-学部-大学院-社会へと続く学びの成長を支持する幹を作る体系的なカリキュラムを編成している。  | <a href="#">6-2-B-01 (31)基幹教育による学習者の成長モデル</a>                   |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>■ 当該基準を満たす   |   |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b><br>○学修者本位の教育を目指す高等教育政策に対応するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・マップの見直しを学位プログラムを単位に全学部・学府において実施した。特に、ディプロマポリシーに関しては、積極的に外部参照基準を活用し、国内・国際標準の学修成果を意識したものとなるよう配慮した。各学部等がポリシー案を作成した後、教育改革推進本部が点検し、教育企画委員会が審議する等、全学として統一感のある内容となっていることも確認している。また、アセスメントポリシーも同時に定めており、各学部等教育の内部質保証の実質化を目指している。さらに、これに合わせてカリキュラムマップも刷新した。例えば、工学部・工学系学府のマップでは学部初年次の基幹教育から、学部専門教育、修士課程、博士後期課程に至る道筋を示し、必修や選択といった科目区分を色分けで示すなど、一覧性と簡潔さを重視したデザインを取り入れて作成した。<br>○全学共通の基幹教育では、新たな知や技能を創出し、未知の問題を解決していく上での幹となる「ものの見方・考え方・学び方」を学び、生涯にわたって自律的に学び続けるアクティブ・ラーナーの育成を目指し、初年次-学部-大学院-社会へと続く学びの成長を支持する幹を作る体系的なカリキュラムを編成している。 |   |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b><br>該当なし   |   |    |    |



| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること  |   |          |    |
|---|---|----------|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考       | 再掲 |
| [分析項目6-3-1]<br>教育課程の編成が、体系性を有していること   | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）  |          |    |
|   | <a href="#">6-3-1-01 (31)科目ナンバリング対応表</a>  |          |    |
|   | <a href="#">5-1-1-01 アドミッション・ポリシー (CP・DP含む)</a><br>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） |          | 再掲 |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | <a href="#">6-3-1-02 (31)基幹教育履修要項第3編</a>  |          |    |
|   | ・分野別第三者評価の結果  |          |    |
|   | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料  |          |    |
| [分析項目6-3-3]<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること   | ・シラバス   |          |    |
|   | <a href="#">6-3-2-01 (00)シラバス</a>   |          |    |
|   | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料   |          |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | <a href="#">6-3-2-02 (31)令和2年度前期基幹教育授業アンケート結果について（非公表）</a>  |          |    |
|   | ・明文化された規定類  |          |    |
|   | <a href="#">6-3-3-01 (31)九州大学学部通則</a>   | 第18条～22条 |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | <a href="#">6-3-3-02 (31)既修得単位の認定について</a>   |          |    |
|   | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）  |          |    |
|   | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料  |          |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料  |          |    |
|   | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料   |          |    |
|   | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料   |          |    |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
|   | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |  |  |
| [分析項目6-3-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること                           | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ |  |  |
|   | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料                       |  |  |
| <b>【特記事項】</b>   |   |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |   |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |   |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |   |  |  |
| 該当なし  |   |  |  |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1]<br>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること   | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><a href="#">6-4-1-01 (31)令和3年度学年暦</a><br><a href="#">6-4-1-02 (31)令和3年度基幹教育授業日程</a>      |    |    |
| [分析項目6-4-2]<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><a href="#">6-4-1-02 (31)令和3年度基幹教育授業日程</a><br>・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00)シラバス</a> |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-3]<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること   | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)<br><a href="#">6-3-2-01 (00)シラバス</a>   |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-4]<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること   | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)<br><a href="#">6-4-4 (31)教育上主要と認める授業科目</a><br>・シラバス<br><a href="#">6-3-2-01 (00)シラバス</a>              |    | 再掲 |
| [分析項目6-4-5]<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること  | ・CAP制に関する規定   |    |    |
| [分析項目6-4-6]<br>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること                                   | ・大学院学則  |    |    |
| [分析項目6-4-7]<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること                                   | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-4-8]<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること   | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料  |    |    |
| [分析項目6-4-9]<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること  | ・実施している配慮が確認できる資料   |    |    |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p>[分析項目6-4-10]<br/>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）                |  |  |
|  | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 |  |  |
|  | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料     |  |  |
|  | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料   |  |  |
|  |   |  |  |
| <p>[分析項目6-4-11]<br/>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>  | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料                          |  |  |
| 【特記事項】   |   |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。                               |   |  |  |
| 該当なし   |   |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。                  |   |  |  |
| 該当なし   |   |  |  |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |   |  |  |
| ■ 当該基準を満たす   |   |  |  |
| 【優れた成果が確認できる取組】  |   |  |  |
| 該当なし   |   |  |  |
| 【改善を要する事項】   |   |  |  |
| 該当なし   |   |  |  |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること                              |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1]<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること         | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）   |    |    |
|   | <a href="#">6-5-1 (31)履修指導の実施状況</a>   |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-5-2]<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること              | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）   |    |    |
|   | <a href="#">6-5-2 (31)学習相談の実施状況</a>   |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-5-3]<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること                 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）   |    |    |
|   | <a href="#">6-5-3 (31)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組</a>                             |    |    |
|   | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）                          |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）  |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4 (31)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</a>                            |    |    |
|   | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料   |    |    |
|   | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所                                   |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-01 (31)シラバスデータ（英語版シラバス検索画面サンプルPDF）</a>                        |    |    |
|   | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料                             |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-02 (31)障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて</a>                         |    |    |
|   | <a href="#">6-5-4-03 (31)障害者支援ピア・サポーター学生育成プログラム（アクセシビリティリーダー育成プログラム（ALP））概要</a> |    |    |
|   | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料                                     |    |    |
|   | ・学習支援の利用実績が確認できる資料  |    |    |
| <a href="#">6-5-4-04 (31)2020年度合理的配慮実施状況報告（非公表）</a>               |   |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること                                      |   |                  |    |  |
|---|---|------------------|----|--|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考               | 再掲 |  |
| [分析項目6-6-1]<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準<br><a href="#">6-6-1-01 (31)成績評価制度 (本学Webサイト該当ページ)</a>   |                  |    |  |
|   | <a href="#">6-6-1-02 (31)基幹教育 担当教員要項 (非公表)</a>  | P19~P21          |    |  |
| [分析項目6-6-2]<br>成績評価基準を学生に周知していること   | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所<br><a href="#">6-6-1-01 (31)成績評価制度 (本学Webサイト該当ページ)</a>      |                  | 再掲 |  |
|   | <a href="#">6-6-2-01 (31)基幹教育：履修要項</a>  | P11~P12          |    |  |
| [分析項目6-6-3]<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること       | ・ 成績評価の分布表<br><a href="#">6-6-3-01 (31)2020年度基幹教育科目成績分布 (非公表)</a>   |                  |    |  |
|   | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料<br><a href="#">6-6-3-02 (31)令和3年度第1回基幹教育実施会議 (R3.5.28書面回議) 議事次第 (非公表)</a> |                  |    |  |
|   | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料<br><a href="#">6-6-1-01 (31)成績評価制度 (本学Webサイト該当ページ)</a>   |                  | 再掲 |  |
|   | <a href="#">6-6-3-03 (31)九州大学GPA制度に関する規程</a>  |                  |    |  |
|   | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料  |                  |    |  |
|   |   |                  |    |  |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料<br><a href="#">6-6-2-01 (31)基幹教育：履修要項</a>                                      | P11~P12          | 再掲 |  |
|   | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ<br><a href="#">6-6-4-01 (31)令和2年度成績訂正一覧 (非公表)</a>   |                  |    |  |
|   | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類<br><a href="#">6-6-1-02 (31)基幹教育 担当教員要項 (非公表)</a>                         | P19~P21          | 再掲 |  |
|   | <a href="#">6-6-4-02 (31)九州大学法人文書管理規程</a>   | 別表2 大分類6<br>学務関係 |    |  |
|   |   |                  |    |  |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |



| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること                        | ・卒業又は修了の要件を定めた規定  |    |    |
|   | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料               |    |    |
| [分析項目6-7-2]<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準   |    |    |
|   | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料                                  |    |    |
| [分析項目6-7-3]<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること  | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |    |    |
| [分析項目6-7-4]<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること                                   | ・教授会等での審議状況等の資料   |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等              |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料                     |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文                             |    |    |
| [分析項目6-7-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること   | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料                                      |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
|  |   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること     | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）<br>主な進学/就職先（起業者も含む）           |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）                                     |    |    |
|  | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）   |    |    |
|  |   |    |    |
| [分析項目6-8-3]<br>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                       | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |    |    |
| [分析項目6-8-4]<br>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること      | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料        |    |    |
| [分析項目6-8-5]<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                             | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料                       |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし  |  |  |  |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること  |                  |    |    |
|--|------------------|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1]<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること                                      | ・公表された学位授与方針     |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |                  |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。     |                  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |                  |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)                         |                  |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |                  |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |                  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること  |                      |    |    |
|--|----------------------|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄     | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1]<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針         |    |    |
|  |                      |    |    |
| [分析項目6-2-2]<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること   | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 |    |    |
|  |                      |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |                      |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。                               |                      |    |    |
|  |                      |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。                           |                      |    |    |
|  |                      |    |    |
|  |                      |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)   |                      |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |                      |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |                      |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1]<br>教育課程の編成が、体系的を有していること   | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）                      |    |    |
|   | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）          |    |    |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | ・分野別第三者評価の結果  |    |    |
|   | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料                        |    |    |
|   | ・シラバス   |    |    |
|   | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料               |    |    |
|   |   |    |    |
| [分析項目6-3-3]<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること   | ・明文化された規定類  |    |    |
|   |   |    |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告せ等）                |    |    |
|   | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料                                |    |    |
|   | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料                            |    |    |
|   | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料                   |    |    |
|   | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料   |    |    |
|   | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |    |    |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5]<br/>         専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>               | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> |  |  |
|  | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>                       |  |  |
| <p>【特記事項】</p>  |  |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>            |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p> |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>  |  |  |  |
| <p>(リストから選択してください)</p>   |  |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p>   |  |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p>  |  |  |  |



| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること  |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1]<br>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること   | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)              |    |    |
| [分析項目6-4-2]<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><br>・シラバス |    |    |
| [分析項目6-4-3]<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること   | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)           |    |    |
| [分析項目6-4-4]<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること   | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)<br><br>・シラバス           |    |    |
| [分析項目6-4-5]<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること  | ・CAP制に関する規定                                      |    |    |
| [分析項目6-4-6]<br>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること                                   | ・大学院学則   |    |    |
| [分析項目6-4-7]<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること                                   | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料                |    |    |
| [分析項目6-4-8]<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること   | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料                             |    |    |
| [分析項目6-4-9]<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること  | ・実施している配慮が確認できる資料                                |    |    |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p>[分析項目6-4-10]<br/>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）                |  |  |
|  | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 |  |  |
|  | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料     |  |  |
|  | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料   |  |  |
|  |   |  |  |
| <p>[分析項目6-4-11]<br/>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>  | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料                          |  |  |
| <b>【特記事項】</b>  |   |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。                               |   |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。                  |   |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)   |   |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |   |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |   |  |  |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること                              |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                       | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1]<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること         | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）                                  |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料                    |    |    |
|   |  |    |    |
| [分析項目6-5-2]<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること              | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）                                  |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料                    |    |    |
|   |  |    |    |
| [分析項目6-5-3]<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること                 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）                  |    |    |
|   | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） |    |    |
|   |  |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）                 |    |    |
|   | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料                    |    |    |
|   | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所          |    |    |
|   | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料    |    |    |
|   | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料            |    |    |
|   |  |    |    |
|   | ・学習支援の利用実績が確認できる資料                                     |    |    |
|   |  |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること                                      |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1]<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準  |    |    |
| [分析項目6-6-2]<br>成績評価基準を学生に周知していること   | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 |    |    |
| [分析項目6-6-3]<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること       | ・ 成績評価の分布表  |    |    |
|   | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料               |    |    |
|   | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料                                    |    |    |
|   | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料            |    |    |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料                    |    |    |
|   | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ                               |    |    |
|   | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類               |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること                        | ・卒業又は修了の要件を定めた規定  |    |    |
|   | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料               |    |    |
| [分析項目6-7-2]<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準   |    |    |
|   | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料                                  |    |    |
| [分析項目6-7-3]<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること  | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |    |    |
| [分析項目6-7-4]<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること                                   | ・教授会等での審議状況等の資料   |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等              |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料                     |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文                             |    |    |
| [分析項目6-7-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること   | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料                                      |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |



| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）<br>主な進学/就職先（起業者も含む）           |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）                                     |    |    |
|  | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）   |    |    |
| [分析項目6-8-3]<br>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                       | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |    |    |
| [分析項目6-8-4]<br>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること      | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料        |    |    |
| [分析項目6-8-5]<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                             | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料                       |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること  |                  |    |    |
|--|------------------|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1]<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること                                      | ・公表された学位授与方針     |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |                  |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。     |                  |    |    |
|  |                  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |                  |    |    |
|  |                  |    |    |
|  |                  |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)                         |                  |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |                  |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |                  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること  |                      |    |    |
|--|----------------------|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄     | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1]<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針         |    |    |
|  |                      |    |    |
| [分析項目6-2-2]<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること   | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 |    |    |
|  |                      |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |                      |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。                               |                      |    |    |
|  |                      |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。                           |                      |    |    |
|  |                      |    |    |
|  |                      |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)   |                      |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |                      |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |                      |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1]<br>教育課程の編成が、体系的を有していること   | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）                      |    |    |
|   | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）          |    |    |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | ・分野別第三者評価の結果  |    |    |
|   | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料                        |    |    |
|   | ・シラバス   |    |    |
|   | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料               |    |    |
|   |   |    |    |
| [分析項目6-3-3]<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること   | ・明文化された規定類  |    |    |
|   |   |    |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告せ等）                |    |    |
|   | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料                                |    |    |
|   | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料                            |    |    |
|   | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料                   |    |    |
|   | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料   |    |    |
|   | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |    |    |
|   |   |    |    |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5]<br/>         専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>               | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> |  |  |
|  | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>                       |  |  |
| <p>【特記事項】</p>  |  |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>            |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p> |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>  |  |  |  |
| <p>(リストから選択してください)</p>   |  |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p>   |  |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p>  |  |  |  |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること  |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1]<br>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること   | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)              |    |    |
| [分析項目6-4-2]<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><br>・シラバス |    |    |
| [分析項目6-4-3]<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること   | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)           |    |    |
| [分析項目6-4-4]<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること   | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)<br><br>・シラバス           |    |    |
| [分析項目6-4-5]<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること  | ・CAP制に関する規定                                      |    |    |
| [分析項目6-4-6]<br>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること                                   | ・大学院学則   |    |    |
| [分析項目6-4-7]<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること                                   | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料                |    |    |
| [分析項目6-4-8]<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること   | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料                             |    |    |
| [分析項目6-4-9]<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること  | ・実施している配慮が確認できる資料                                |    |    |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <p>[分析項目6-4-10]<br/>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）                |  |  |
|  | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 |  |  |
|  | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料     |  |  |
|  | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料   |  |  |
|  |   |  |  |
| <p>[分析項目6-4-11]<br/>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>  | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料                          |  |  |
| <p><b>【特記事項】</b></p>   |   |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>                        |   |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>             |   |  |  |
| <p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br/>(リストから選択してください)</p>   |   |  |  |
| <p><b>【優れた成果が確認できる取組】</b></p>  |   |  |  |
| <p><b>【改善を要する事項】</b></p>   |   |  |  |



| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること                              |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                       | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1]<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること         | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）                                  |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料                    |    |    |
| [分析項目6-5-2]<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること              | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）                                  |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料                    |    |    |
| [分析項目6-5-3]<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること                 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）                  |    |    |
|   | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）                 |    |    |
|   | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料                    |    |    |
|   | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所          |    |    |
|   | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料    |    |    |
|   | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料            |    |    |
|   | ・学習支援の利用実績が確認できる資料                                     |    |    |
|   |  |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること                                      |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1]<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準  |    |    |
| [分析項目6-6-2]<br>成績評価基準を学生に周知していること   | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 |    |    |
| [分析項目6-6-3]<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること       | ・ 成績評価の分布表  |    |    |
|   | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料               |    |    |
|   | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料                                    |    |    |
|   | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料            |    |    |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料                    |    |    |
|   | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ                               |    |    |
|   | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類               |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること                        | ・卒業又は修了の要件を定めた規定  |    |    |
|   | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料               |    |    |
| [分析項目6-7-2]<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準   |    |    |
|   | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料                                  |    |    |
| [分析項目6-7-3]<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること  | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |    |    |
| [分析項目6-7-4]<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること                                   | ・教授会等での審議状況等の資料   |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等              |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料                     |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文                             |    |    |
| [分析項目6-7-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること   | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料                                      |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）<br>主な進学/就職先（起業者も含む）           |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）                                     |    |    |
|  | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）   |    |    |
| [分析項目6-8-3]<br>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                       | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |    |    |
| [分析項目6-8-4]<br>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること      | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料        |    |    |
| [分析項目6-8-5]<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                             | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料                       |    |    |

|   |  |
|---|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |
| 該当なし (R2.4 募集停止のため)   |  |
|   |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |
| 該当なし (R2.4 募集停止のため)   |  |
|   |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |
| 該当なし (R2.4 募集停止のため)   |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |
| 該当なし (R2.4 募集停止のため)   |  |



## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること  |                  |    |    |
|--|------------------|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1]<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること                                      | ・公表された学位授与方針     |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |                  |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。     |                  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |                  |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)                         |                  |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |                  |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |                  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること  |                      |    |    |
|--|----------------------|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄     | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1]<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針         |    |    |
|  |                      |    |    |
| [分析項目6-2-2]<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること   | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 |    |    |
|  |                      |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |                      |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。                               |                      |    |    |
|  |                      |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。                           |                      |    |    |
|  |                      |    |    |
|  |                      |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  |                      |    |    |
| (リストから選択してください)  |                      |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |                      |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |                      |    |    |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1]<br>教育課程の編成が、体系的を有していること   | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）                      |    |    |
|   | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）          |    |    |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | ・分野別第三者評価の結果  |    |    |
|   | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料                        |    |    |
|   | ・シラバス   |    |    |
|   | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料               |    |    |
|   |   |    |    |
| [分析項目6-3-3]<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること   | ・明文化された規定類  |    |    |
|   |   |    |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）                |    |    |
|   | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料                                |    |    |
|   | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料                            |    |    |
|   | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料                   |    |    |
|   | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料   |    |    |
|   | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |    |    |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5]<br/>                 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>       | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> |  |
|  | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>                       |  |
| <p><b>【特記事項】</b></p>   |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>            |  |  |
|  |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p> |  |  |
|  |  |  |
| <p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br/>                 (リストから選択してください)</p>              |  |  |
| <p><b>【優れた成果が確認できる取組】</b></p>  |  |  |
| <p><b>【改善を要する事項】</b></p>   |  |  |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること  |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1]<br>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること   | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)              |    |    |
| [分析項目6-4-2]<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><br>・シラバス |    |    |
| [分析項目6-4-3]<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること   | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)           |    |    |
| [分析項目6-4-4]<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること   | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)<br><br>・シラバス           |    |    |
| [分析項目6-4-5]<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること  | ・CAP制に関する規定                                      |    |    |
| [分析項目6-4-6]<br>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること                                   | ・大学院学則   |    |    |
| [分析項目6-4-7]<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること                                   | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料                |    |    |
| [分析項目6-4-8]<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること   | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料                             |    |    |
| [分析項目6-4-9]<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること  | ・実施している配慮が確認できる資料                                |    |    |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-4-10]<br/>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>                |  |  |
|  | <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> |  |  |
|  | <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>     |  |  |
|  | <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>   |  |  |
| <p>[分析項目6-4-11]<br/>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>  | <p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>                          |  |  |
| <p><b>【特記事項】</b></p>   |  |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>                        |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>             |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>   |  |  |  |
| <p>(リストから選択してください)</p>   |  |  |  |
| <p><b>【優れた成果が確認できる取組】</b></p>  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p><b>【改善を要する事項】</b></p>   |  |  |  |
|  |  |  |  |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること                              |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                       | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1]<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること         | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）                                  |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料                    |    |    |
| [分析項目6-5-2]<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること              | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）                                  |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料                    |    |    |
| [分析項目6-5-3]<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること                 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）                  |    |    |
|   | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）                 |    |    |
|   | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料                    |    |    |
|   | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所          |    |    |
|   | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料    |    |    |
|   | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料            |    |    |
|   | ・学習支援の利用実績が確認できる資料                                     |    |    |
|   |  |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |



| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること                                      |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1]<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準  |    |    |
| [分析項目6-6-2]<br>成績評価基準を学生に周知していること   | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 |    |    |
| [分析項目6-6-3]<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること       | ・ 成績評価の分布表  |    |    |
|   | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料               |    |    |
|   | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料                                    |    |    |
|   | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料            |    |    |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料                    |    |    |
|   | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ                               |    |    |
|   | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類               |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること                        | ・卒業又は修了の要件を定めた規定  |    |    |
|   | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料               |    |    |
| [分析項目6-7-2]<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準   |    |    |
|   | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料                                  |    |    |
| [分析項目6-7-3]<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること  | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |    |    |
| [分析項目6-7-4]<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること                                   | ・教授会等での審議状況等の資料   |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等              |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料                     |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文                             |    |    |
| [分析項目6-7-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること   | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料                                      |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）<br>主な進学/就職先（起業者も含む）           |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）                                     |    |    |
|  | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）   |    |    |
| [分析項目6-8-3]<br>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                       | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 |    |    |
| [分析項目6-8-4]<br>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること      | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料        |    |    |
| [分析項目6-8-5]<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                             | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料                       |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |

## II 基準ごとの自己評価

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること  |                  |    |    |
|--|------------------|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1]<br>学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること                                      | ・公表された学位授与方針     |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |                  |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。     |                  |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 |                  |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)                         |                  |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |                  |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |                  |    |    |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること  |                       |    |    |
|--|-----------------------|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄      | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1]<br>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針         |    |    |
| [分析項目6-2-2]<br>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること   | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 |    |    |
| <b>【特記事項】</b>  |                       |    |    |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。                               |                       |    |    |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。                           |                       |    |    |
|  |                       |    |    |
|  |                       |    |    |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)   |                       |    |    |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>   |                       |    |    |
| <b>【改善を要する事項】</b>  |                       |    |    |



| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1]<br>教育課程の編成が、体系的を有していること   | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）                      |    |    |
|   | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）          |    |    |
| [分析項目6-3-2]<br>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること   | ・分野別第三者評価の結果  |    |    |
|   | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料                        |    |    |
|   | ・シラバス   |    |    |
|   | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料               |    |    |
|   |   |    |    |
| [分析項目6-3-3]<br>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること   | ・明文化された規定類  |    |    |
|   |   |    |    |
| [分析項目6-3-4]<br>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告せ等）                |    |    |
|   | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料                                |    |    |
|   | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料                            |    |    |
|   | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料                   |    |    |
|   | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料   |    |    |
|   | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 |    |    |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5]<br/>         専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>               | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> |  |  |
|  | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>                       |  |  |
| <p>【特記事項】</p>  |  |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>            |  |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p> |  |  |  |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br/>         (リストから選択してください)</p>                             |  |  |  |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p>   |  |  |  |
| <p>【改善を要する事項】</p>  |  |  |  |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること  |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1]<br>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること   | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)              |    |    |
| [分析項目6-4-2]<br>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)<br><br>・シラバス |    |    |
| [分析項目6-4-3]<br>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること   | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)           |    |    |
| [分析項目6-4-4]<br>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること   | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)<br><br>・シラバス           |    |    |
| [分析項目6-4-5]<br>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること  | ・CAP制に関する規定                                      |    |    |
| [分析項目6-4-6]<br>大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること                                   | ・大学院学則   |    |    |
| [分析項目6-4-7]<br>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること                                   | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料                |    |    |
| [分析項目6-4-8]<br>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること   | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料                             |    |    |
| [分析項目6-4-9]<br>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること  | ・実施している配慮が確認できる資料                                |    |    |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-4-10]<br/>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>                |  |  |
|  | <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> |  |  |
|  | <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>     |  |  |
|  | <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>   |  |  |
| <p>[分析項目6-4-11]<br/>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>  | <p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>                          |  |  |
| <p><b>【特記事項】</b></p>   |  |  |  |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>                        |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>             |  |  |  |
|  |  |  |  |
| <p><b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>   |  |  |  |
| <p>(リストから選択してください)</p>   |  |  |  |
| <p><b>【優れた成果が確認できる取組】</b></p>  |  |  |  |
| <p><b>【改善を要する事項】</b></p>   |  |  |  |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること                              |  |    |    |
|---|--|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄                                       | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1]<br>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること         | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）                                  |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料                    |    |    |
| [分析項目6-5-2]<br>学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること              | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）                                  |    |    |
|   | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料                    |    |    |
| [分析項目6-5-3]<br>社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること                 | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）                  |    |    |
|   | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） |    |    |
| [分析項目6-5-4]<br>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）                 |    |    |
|   | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料                    |    |    |
|   | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所          |    |    |
|   | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料    |    |    |
|   | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料            |    |    |
|   | ・学習支援の利用実績が確認できる資料                                     |    |    |
|   |  |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること                                      |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1]<br>成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準  |    |    |
| [分析項目6-6-2]<br>成績評価基準を学生に周知していること   | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 |    |    |
| [分析項目6-6-3]<br>成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること       | ・ 成績評価の分布表  |    |    |
|   | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料               |    |    |
|   | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料                                    |    |    |
|   | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料            |    |    |
| [分析項目6-6-4]<br>成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること  | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料                    |    |    |
|   | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ                               |    |    |
|   | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類               |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |



| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること  |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 分析項目  | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1]<br>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること                        | ・卒業又は修了の要件を定めた規定  |    |    |
|   | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料               |    |    |
| [分析項目6-7-2]<br>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準   |    |    |
|   | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料                                  |    |    |
| [分析項目6-7-3]<br>策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること  | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 |    |    |
| [分析項目6-7-4]<br>卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること                                   | ・教授会等での審議状況等の資料   |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等              |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料                     |    |    |
|   | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉<br>・審査及び試験に合格した学生の学位論文                             |    |    |
| [分析項目6-7-5]<br>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること   | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料                                      |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| (リストから選択してください)   |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
|   |  |  |  |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること  |   |    |    |
|--|---|----|----|
| 分析項目   | 分析項目に係る根拠資料・データ欄  | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1]<br>標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)<br>「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) |    |    |
|  | <a href="#">6-8-1 (00)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)</a>       |    |    |
|  | ・資格の取得者数が確認できる資料  |    |    |
|  | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料   |    |    |
| [分析項目6-8-2]<br>就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること                        | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)              |    |    |
|  | <a href="#">6-8-2 (00)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)</a>                 |    |    |
|  | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)                                     |    |    |
|  | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)   |    |    |
| [分析項目6-8-3]<br>卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                       | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 |    |    |
| [分析項目6-8-4]<br>卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること      | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料        |    |    |
| [分析項目6-8-5]<br>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること                             | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料                       |    |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <b>【特記事項】</b>   |  |  |  |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。              |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |
|   |  |  |  |
| <b>【基準に係る判断】</b> 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。   |  |  |  |
| ■ 当該基準を満たす  |  |  |  |
| <b>【優れた成果が確認できる取組】</b>  |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |
| <b>【改善を要する事項】</b>   |  |  |  |
| 該当なし (R3.4 募集停止のため)   |  |  |  |